

ひとり親・寡婦

# 家庭のしおり

令和5年度



四日市市子ども未来部 子ども家庭課（四日市市総合会館3階）  
☎059-354-8276 📠059-354-8061

## ●家庭のしおりについて●

このしおりは、母子家庭・父子家庭・寡婦のみなさんが利用できる制度を一覧にしたものです。

法律の改正などにより、内容の変更や廃止、新しい制度が開始される場合がありますので、利用方法や詳しい内容についてはそれぞれの担当部署までお問い合わせください。

掲載している各種制度について制度名の後に **ひとり親限定** **ひとり親優遇** **ひとり親または寡婦** がある場合は、ひとり親の人のみが対象、もしくはひとり親の人が優遇される可能性のある制度を示しています。

※なお問い合わせ先によって土日祝、年末年始など休業日で対応できない場合があります。

掲載している内容は令和5年8月現在のものであります。

ホームページからもご覧いただけます。

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1634779416103/index.html>



QRコード⇒

### ●各担当部署連絡先

階数	部 署				
			電話番号 (市外局番059)	FAX番号 (市外局番059)	
市役所 四日市市 諏訪町1番5号	1F	市民課	354-8152	359-0282	
	2F	市民税課	市民税第1・2係	354-8132	354-8309
		3F	保険年金課	給付係	
	年金係			340-0221	
	資格係			354-8159	
	3F	障害福祉課	手当・医療費係	354-8163	354-3016
			管理係	354-8171	
			障害福祉係	354-8527	
	3F	保護課	保護第1～4係	354-8166	354-8341
				354-8167	
				354-8327	
	4F	市営住宅課		354-8218	354-8404
都市計画課			354-8272		
9F	学校教育課		354-8250	354-8475	
	教育総務課		354-8236	354-8308	
総合会館 四日市市 諏訪町2番2号	2F	社会福祉協議会	354-8265	354-6486	
	3F	こども未来課	子育て支援係	354-8069	354-8061
			学童保育係	354-8464	
		保育幼稚園課	施設運営係	354-8172	354-6013
		こども保健福祉課	給付係	354-8083	354-8061
			母子保健係	354-8187	
		こども家庭課		354-8276	
	4F	母子・父子福祉センター		354-8277	354-8277
四日市母子寡婦福祉会					
5F	こども発達支援課		354-8064	354-8102	
6F	教育支援課		354-8285	359-0280	

## ●使い方手順●

①次のページのもくじを見て、利用したい項目を探す

②各項目の先頭ページにあるチャートで利用できる制度を見つける

③表の中から利用できる制度を見る

# も・く・じ

## 1 ひとり親家庭の新しい一歩の為に…… 4

- 未婚の場合……………5
- 離別の場合……………6
- 死別の場合……………9
- 税金の控除……………10



## 2 お金について

- 手当・医療費助成・年金……………11
  - 手当・医療費助成……………12
  - 年金……………13
- 減免・割引・補助……………14
- 奨学金・貸付……………17
  - 奨学金……………18
  - 貸付……………20
- 付表 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表……………22



## 3 保育・子育て

- 子どもを預けたい時……………26
- 付表 令和4年度保育料について(保育施設)……………31
- 遊び場・相談……………33



## 4 就労支援……………37

- 就職・転職……………38
- 資格取得支援……………40



## 5 住まい・暮らし……………42

- 住まいについて……………43
- 暮らしについて……………44



- 各所連絡先一覧……………47
- 母子寡婦福祉会 案内……………51

# 1 ひとり親家庭の 新しい一歩の為に



◎ひとり親家庭とは、母子・父子・寡婦家庭のことをいいます。

## ●母子家庭・父子家庭とは?●

現に配偶者がなく、次のいずれかに該当する方が20歳未満の子どもを育てている家庭をいいます。

- 配偶者と死別した方
- 配偶者と離別した方
- 配偶者の生死が不明な方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が海外にいるため、その扶養を受けられない方
- 配偶者が拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- 配偶者が精神または身体の障害により、長期にわたって働けないため、その扶養を受けられない方
- 結婚によらないで母または父となった方

## ●寡婦とは?●

現に配偶者のいない方で、かつて母子家庭の母として20歳未満の子どもを育てていた方をいいます。

※各制度によって対象となる方は異なります。

### ひとり親家庭となった際の手続き等

#### 未婚の場合

- ①養育費・面会交流
- ②子どもの認知
- ③出生届の提出
- ④出産育児一時金
- ⑤健康保険の届出
- ⑥各種手当・助成の申請
- ⑬ひとり親控除

#### 離別の場合

- ⑦養育費
- ⑧面会交流
- ⑨養育費に関する公正証書作成費等補助金
- ⑩財産分与・慰謝料
- ⑪子の戸籍・入籍届
- ⑫国民年金
- ⑬国民健康保険
- ⑭各種手当・助成の申請
- ⑮園・学校の手続き
- ⑬ひとり親控除
- ⑭寡婦控除

#### 死別の場合

- ⑯国民健康保険
- ⑰葬祭費
- ⑱遺族基礎年金
- ⑲寡婦年金
- ⑳死亡一時金
- ㉑遺族厚生年金
- ㉒遺産分割
- ㉓ひとり親控除
- ㉔寡婦控除



## 未婚の場合

問合せ先

### ① 養育費・面会交流

未婚(非婚)の場合”養育費は請求できない””面会交流はできない”と思っている人もいますが、認知された子どもの場合、養育費や面会交流の取り決めをすることができます。当事者同士での話し合いや取り決めが難しい場合、家庭裁判所の調停を申し立てることができます。

(P.6⑦養育費、P.6⑧面会交流、P.7を参考にしてください。)

### ② 子どもの認知

子どもの認知には大きく分けて(I)子どもの父親が自発的にする任意認知(胎児に対してすることも可能)と(II)自発的にしない父親に対して、子どもと子どもの母親が家庭裁判所に認知を求めて訴えを提起する(ただし、その前提として調停を申し立てる)強制認知とがあります。

認知を受けた子どもは父親と法律上の親子関係が生じるため、養育費の請求ができ、相続の権利があります。

また戸籍にも父親の氏名と認知されていることが記載されます。

### ③ 出生届の提出

出生届は、医師または助産婦が証明した出生証明書を添付して、出生の日を含めて14日以内に提出してください。

### ④ 出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産した時に支給されます。なお妊娠85日以上であれば死産・流産(医師の証明が必要)でも支給されます。

他の健康保険から出産育児一時金が支給される人には、国民健康保険からは支給されません。

なお、被用者保険の被保険者(本人)であって、1年以上加入し、その資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合は、被用者保険から出産育児一時金が支給されますので、事前にご確認ください。

### ⑤ 健康保険の届出

親が国民健康保険に加入している場合、赤ちゃんも国民健康保険に加入する手続きをしてください。親が社会保険に加入している場合は勤め先での手続きとなります。

### ⑥ 各種手当・助成の申請

出産後より手続きが可能となります。

児童手当・特例給付、子ども医療費助成、児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成等、該当するもの手続きをしましょう。手当は申請の翌月からの支給となりますので注意が必要です。(さかのぼって支給はされません。)手当の種類等はP.11~の手当・医療費助成を参照ください。

①② 子育て家庭課

母子・父子自立支援員

☎ 059-354-8276

①②

四日市市男女共同参画センター

はもりあ四日市⇒P.46参照

① 養育費等相談支援センター

☎ 03-3980-4108

☎ 0120-965-419

✉ info@youikuhi.or.jp

①② (II) 家庭裁判所(四日市)

☎ 059-352-7185

市民課

☎ 059-354-8151

保険年金課 給付係

☎ 059-354-8161

保険年金課 資格係

☎ 059-354-8159

子育て家庭課 給付係

☎ 059-354-8083

障害福祉課 手当・医療費係

☎ 059-354-8163

### 親権とは…

●親権とは未成年の子どもを養育し、子どもの財産を管理して、子どもを成人させる親の責務のことをいいます。

協議離婚の場合、親権者が決まらないと離婚届を提出できません。当事者同士が決められない場合は、家庭裁判所に調停の申し立てをすることになります。

※親権のない親は、例えば手術の同意など、子どもの命にかかわることでも決定できないことがあります。



## 公正証書について

公正証書とは、国の機関である公証人が作成する公文書です。

当事者の合意内容を公に証明する書面になりますので、金銭を支払う契約においては、強制執行認諾条項(強制執行を受けることを承知する旨の文言)をつけておけば、相手が約束を守らない場合は裁判所の判決と同様に強制執行ができます。

**協議離婚の際に公正証書を作成することをお勧めします。**

四日市公証人合同役場 〒510-0074 四日市市鶉の森一丁目3-15  
営業時間：平日9:00～12:00 13:00～17:00 ☎059-353-3394  
※以前の朝日町の住所より移転しているのでご注意ください。

## 離別の場合

### ⑦ 養育費

#### 【養育費とは】

子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費・医療費などのこと。

★養育費は子どもの権利です。

親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務(生活保持義務)があるとされています。  
子どもが自立するまでは教育費などにお金が必要です。

#### 【取決め】

親権を持たなくなっても、親子関係は続きます。  
金額や支払い方法について離婚前に決めておきましょう。  
離婚後であっても子が経済的・社会的に自立するまではいつでも請求することができます。父母の話合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

#### 【金額】

金額は父母が話し合ってお互いに納得するよう決めることが大切です。  
標準的な金額については裁判所が公表している『養育費の算定表』が参考になります。『養育費の算定表』は裁判所や養育費等相談支援センターのホームページ等で見るすることができます。(双方の親の収入、子どもの人数、子どもの年齢によって異なります。)

また、その後父母の収入や環境が変わった場合など『事情の変更』があれば、増額や減額について双方が話し合っ、取り決めなおすこともできます。

### ⑧ 面会交流

#### 【面会交流とは】

子どもと離れている父や母が子どもと定期的又は継続的に会って話したり一緒に遊んだりして交流すること。

★たとえ両親が離婚しても、子どもは父母どちらからも愛されていると実感できることによって安心感と自尊心を育むことができます。

#### 【取決めの留意点】

決めておく必要があるのは、面会の時間、方法、回数、親同士が守らなくてはいけないルールなどです。また、送り迎えについて誰が、どこで、どのようにするのかについてをできるだけ具体的に決めておいた方がいいでしょう。  
取り決め内容は父母が話し合っ、決めるのが一番ですが、それができない場合は家庭裁判所に調停を申し立てることができます。  
※子どもが、のびのびと過ごせるよう、子どもの気持ちや生活リズムを尊重しましょう。  
約束を守る・相手の悪口を言わないなどのルールを守ることが大切です。

### ⑨ 養育費に関する公正証書作成費等補助金

養育費の取り決めにかかる公正証書作成費用や家庭裁判所の調停申立費用等を補助します。(上限3万円)

## 問合せ先

こども家庭課  
母子・父子自立支援員  
☎059-354-8276

四日市市男女共同参画センター  
はもりあ四日市⇒P.46参照

養育費等相談支援センター  
☎03-3980-4108  
※ご希望により、センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています。

☎0120-965-419  
※携帯電話は使えませんので上記番号におかけください。

※電話相談は、  
平日(水曜を除く) 10:00～20:00  
水曜12:00～22:00  
土曜・祝日10:00～18:00です。

✉ info@youikuhi.or.jp

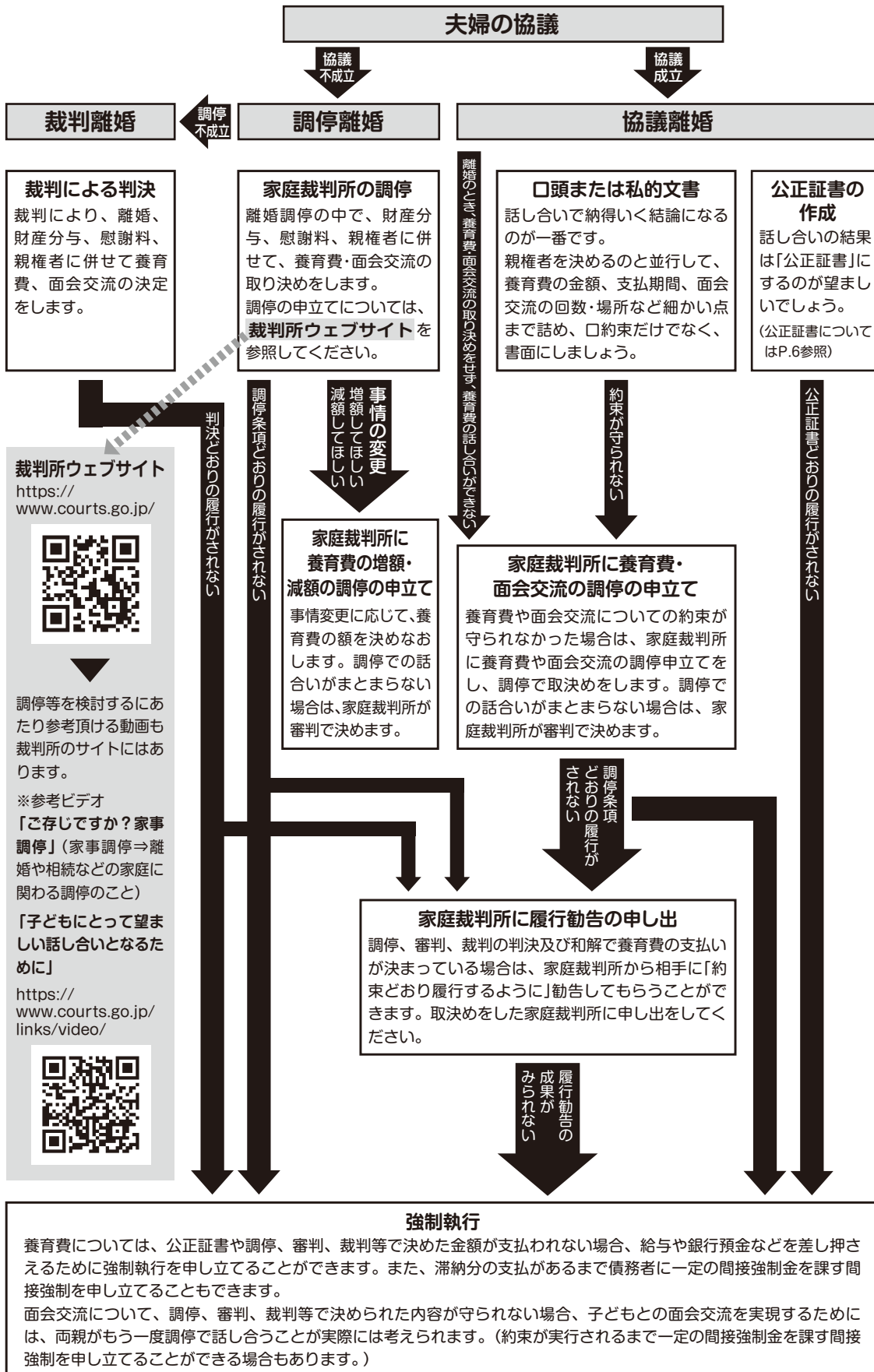
※メールの回答はPCより送信しますので、迷惑メール拒否設定されている人は『ドメイン指定受信』にinfo@youikuhi.or.jpを追加して送信してください。

家庭裁判所(四日市)  
☎059-352-7185

こども家庭課(総合会館)  
☎059-354-8276  
FAX 059-354-8061



## ● 養育費・面会交流の手続きの流れ ●



養育費・面会交流の取り決め

養育費・面会交流の実行



問合せ先

⑩財産分与・慰謝料

夫婦で形成してきた財産や家のローンなどがあれば、話し合っておきましょう。財産分与(離婚後2年以内)・慰謝料(不法行為から3年以内)については、後々の生活を支える上での資金になりますので、経済的な請求の権利行使について知っておきましょう。

こども家庭課  
母子・父子自立支援員  
☎059-354-8276  
四日市市男女共同参画センター  
はもりあ四日市⇒P.46参照

⑪子の戸籍・入籍届

【戸籍】

両親が離婚しても、そのままでは子どもの氏・戸籍に変更はありません。氏や戸籍を変更したい場合は離婚後、別途手続きが必要になります。

【子の入籍届】

子どもの氏・戸籍を変更したい場合は、子ども(子どもが15歳未満の場合は、親権者などの法定代理人)が申立人になり、子どもの住所地の家庭裁判所に申し立て、許可を得る必要があります。その後、本籍地または住所地の市町村役場戸籍担当に、審判書の謄本を添えて入籍届を提出します。

市民課 ☎059-354-8151

⑫国民年金

第3号被保険者(会社員などの配偶者に扶養されている人)の人は、第1号被保険者への種別変更届が必要です。

また、離婚により厚生年金の保険料納付記録を分割請求される人は、2年以内に年金事務所で手続きをしてください。

保険年金課 年金係  
☎059-340-0221  
四日市年金事務所  
☎059-353-5515

⑬国民健康保険

配偶者の勤務先の健康保険の被扶養者として加入している人が、離婚により国民健康保険に加入される場合は、まず社会保険の資格喪失手続きをしてください。その後資格喪失証明書の交付を受け、国民健康保険に加入するための手続きを行ってください。

保険年金課 資格係  
☎059-354-8159

⑭各種手当・助成の申請

基本的には離婚後の手続きとなります。ただし調停開始の証明書やDV被害の証明書等があれば離婚前であっても手続きできるものもあります。

児童手当・特例給付、子ども医療費助成、児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成等、該当するものの手続きをしましょう。手当は申請の翌月からの支給となりますので注意が必要です。(さかのぼって支給はされません)手当の種類等はP.11~の手当・医療費助成を参照ください。

こども保健福祉課 給付係  
☎059-354-8083  
障害福祉課 手当・医療費係  
☎059-354-8163

⑮園・学校の手続き

【保育園・幼稚園・こども園】

仕事や家庭の都合等で保育園等に入園が必要な場合は、保育幼稚園課で説明を受けてください。すでに保育園等に入園している場合は、保育料が変更になる可能性がありますので、必ず保育幼稚園課へ確認をしてください。(P.31~32参照)

【学校】

小学校・中学校に通学している児童・生徒を扶養している人で、学校集金の支払いにお困りの場合は就学費用の一部を援助しています。P.15②就学援助制度を参考にしてください。

【園】保育幼稚園課  
☎059-354-8172  
【小学校・中学校】の場合  
⇒P.15参照





## 死別の場合

問合せ先

### ⑩国民健康保険

残された家族が、亡くなった人の勤務先の健康保険の被扶養者であった場合、国民健康保険への加入が必要になります。

また、亡くなった人が国民健康保険加入者の場合、国民健康保険証を返却してください。戸籍の死亡届を提出することで、住民票の死亡の手続きが行われ、国民健康保険の資格も喪失となりますので、国民健康保険喪失の届は必要ありません。

世帯主が亡くなられた場合、国民健康保険証の世帯主欄が変更になりますので、ご家族の保険証の差しかえが必要になります。

保険年金課 資格係

☎059-354-8159

### ⑪葬祭費

国民健康保険に加入している人が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。

他の健康保険から埋葬料が支給される人(被用者保険の被保険者(本人)で資格喪失後3か月以内に死亡した場合)には、国民健康保険からは支給されません。

保険年金課 給付係

☎059-354-8161

### ⑫遺族基礎年金

国民年金の加入者が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者または子に、子が18歳に到達した年度末になるまで、あるいは1・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで支給されます。(一定の保険料納付要件が必要です。)

保険年金課 年金係

☎059-340-0221

### ⑬寡婦年金

国民年金を10年以上納付(免除を含む)している夫が老齢基礎年金を受けずに亡くなったとき、その人に生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。(婚姻期間10年以上必要)

### ⑭死亡一時金

国民年金を3年以上納めた人が、どの年金も受けずに亡くなったとき、その人と生計を同一にしていた一定の遺族に支給されます。

### ⑮遺族厚生年金

厚生年金の被保険者または被保険者であった人が、次のいずれかの要件に当てはまる場合に、その人に生計を維持されていた一定の遺族に支給されます。

①厚生年金に加入中に亡くなったとき、または加入中に初診日のある傷病で、初診日から5年以内に亡くなったとき。(一定の保険料納付要件が必要)

②1級または2級の障害厚生年金を受けている人が亡くなったとき。

③老齢厚生年金の受給者\*か受給資格期間を満した人\*が死亡したとき。

\* 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限ります。(※詳細はお問い合わせください。)

四日市年金事務所

予約受付専用電話

☎0570-05-4890

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

四日市市十七軒町17-23

### ⑯遺産分割

①遺言書がある場合はその内容に沿って分割します。遺言書がない場合は、相続人たちが話し合い、分割の方法を決めます。話し合いでまとまらない場合、家庭裁判所で調停を行い、それでもまとまらないときは家庭裁判所が審判で決めます。

②相続税には“基礎控除”がありますので、相続する財産が基礎控除額の範囲内であれば納税の必要はありません。基礎控除額を超える場合は、相続の開始があったことを知った日(被相続人が死亡した日)の翌日から10ヶ月以内に相続税の申告・納税の必要があります。

①家庭裁判所(四日市)

☎059-352-7185

②四日市税務署

☎059-352-3141



## 税金の控除

ひとり親(寡婦)控除を受けるためには、会社の年末調整や公的年金等の受給者の扶養親族等申告書提出の際に申告するか、所得税の確定申告書および市民税県民税申告書を提出していただく必要があります。

令和2年分所得税、令和3年度市県民税から、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除が見直されました。

### ●市県民税の非課税措置について

ひとり親、寡婦の合計所得金額が135万円以下の場合には、市県民税は非課税となります。  
なお、未成年者、障害者も同様です。

### ●ひとり親(寡婦)控除適用の判定時期について

ひとり親(寡婦)に該当するかどうかは、前年12月31日(年の途中で死亡または出国する場合は、その死亡または出国の時)の状況によって判断します。

## ②③ひとり親控除

次のすべての要件を満たす人が対象です。

- ①現に婚姻していないこと、または配偶者の生死が不明であること
  - ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の納税義務者の同一生計配偶者・扶養親族とされている人を除く)を有すること
  - ③合計所得金額が500万円以下であること
  - ④住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
- 〈控除額〉
- 所得税……35万円  
市県民税……30万円

## ②④寡婦控除

次のA・Bいずれかに該当し、ひとり親に該当しない人が対象です。

A 夫と離別後、婚姻していない人で、次のすべての要件を満たす人

- ①扶養親族(他の納税義務者の同一生計配偶者・扶養親族とされている人を除く)を有すること
- ②合計所得金額が500万円以下であること
- ③住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

B 夫と死別後、婚姻していない人または夫の生死が不明な人で、次のすべての要件を満たす人

- ①合計所得金額が500万円以下であること
  - ②住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
- 〈控除額〉

所得税……27万円

市県民税……26万円

### 問合せ先

#### 市県民税に関すること

市民税課 市民税第1・2係 ☎059-354-8132

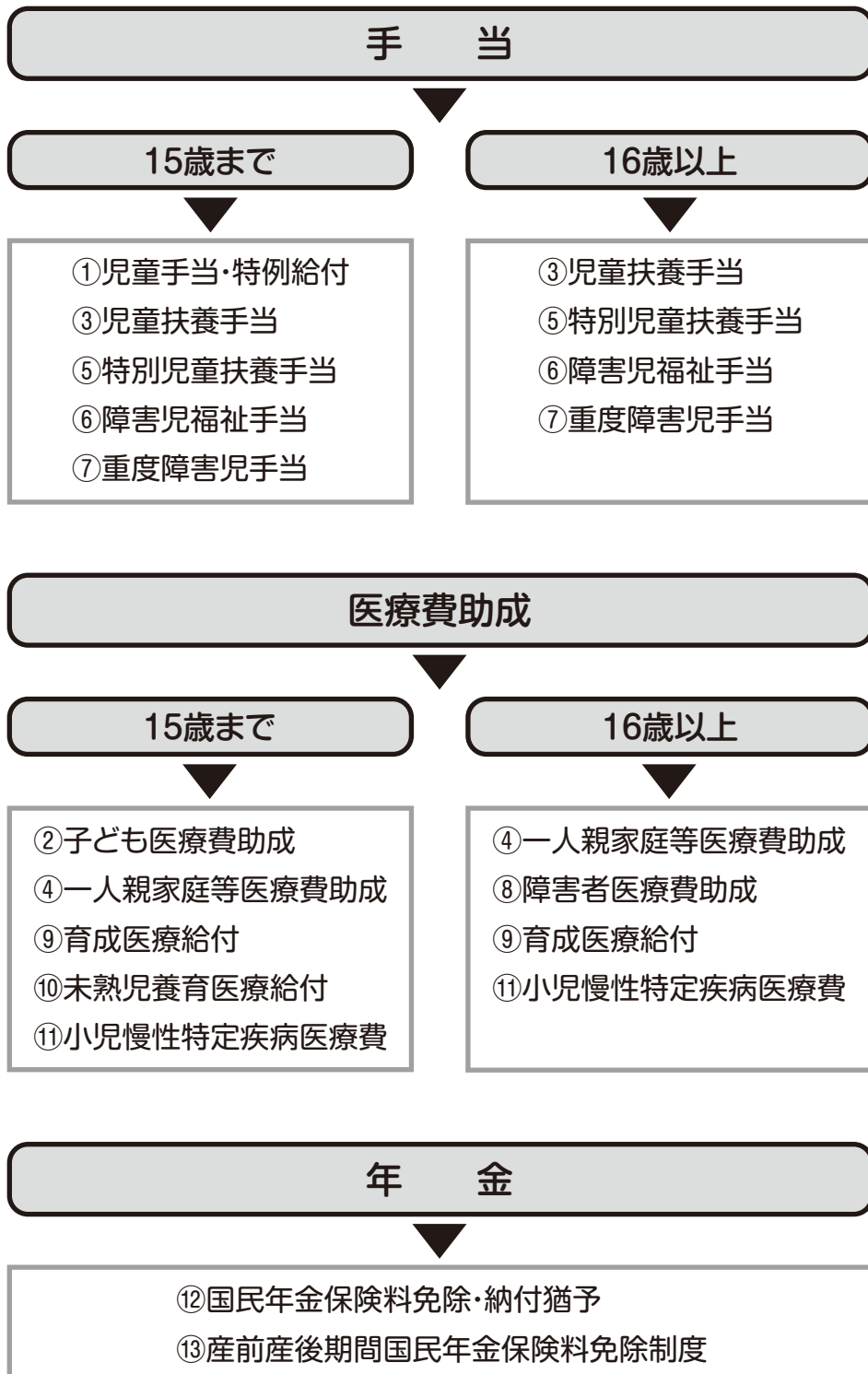
#### 所得税に関すること

四日市税務署 ☎059-352-3141

※税務署では自動音声により案内しています。国税に関する一般的なご相談は、自動音声案内に従い『1』を選択してください。(国税局の税務相談員がお答えします。)

2

# お金について 手当・医療費助成・年金



※配偶者が亡くなった時の年金の手続きについてはP.9の各年金の項目を参照ください。



## 手当・医療費助成

問合せ先

### ① 児童手当・特例給付 **所得制限有**

四日市市に住所を有し、15歳到達後最初の3月31日まで(中学校修了まで)の子どもを養育している人を対象に支給します。

所得や子どもの人数、及び年齢により手当の支給額が異なります。

### ② 子ども医療費助成

0歳から15歳到達後最初の3月31日まで(中学校修了まで)が対象。

子どもにかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分を補助します。

### ③ 児童扶養手当 **ひとり親限定 所得制限有**

父母が離婚したときや、父または母が亡くなったり、重度の障害者であったり、また何らかの理由で父または母と生活をともにしていない子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を扶養している母または父や、父母に代わってその子どもを養育している人に支給されます。

### ④ 一人親家庭等医療費助成 **ひとり親限定 所得制限有**

子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を扶養している母子家庭の母親または父子家庭の父親と対象の子どもが、医療保険による治療を受けた場合、支払った医療費の自己負担分が助成されます。

### ⑤ 特別児童扶養手当 **所得制限有**

20歳未満で身体障害者手帳1級から4級の一部、療育手帳AまたはB1等(目安であり、同程度の手帳を所持していなくても受給できる場合もあります)に該当する障害がある子どもを養育している父か母または養育者に支給されます。

### ⑥ 障害児福祉手当 **所得制限有**

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活においていつも介護を必要とする20歳未満の人に支給されます。

※20歳以上の人の手当についてはお問い合わせください。

### ⑦ 重度障害児手当

身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を持っている申請時に20歳未満の人に支給されます。

※20歳以上の人の手当についてはお問い合わせください。

①～⑤ ⑨～⑪

こども保健福祉課 給付係

☎ 059-354-8083

FAX 059-354-8061

⑥～⑧

障害福祉課 手当・医療費係

☎ 059-354-8163

FAX 059-354-3016

各手当の振込月(予定)

児童手当⇒6・10・2月

児童扶養手当⇒奇数月

特別児童扶養手当⇒4・8・11月

障害児福祉手当⇒2・5・8・11月

重度障害児手当⇒2・5・8・11月

※各支給額はP.25を参考ください。



問合せ先

**⑧障害者医療費助成** **所得制限有**

身体障害者手帳1～4級(4級の人は通院分のみ、一部負担金あり)、知能指数70以下(療育手帳A・B)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級(2級の人は通院分のみ)を持ち、受給資格証の交付を受けている人に医療費の自己負担額を助成します。ただし、交付には所得制限があります。

**⑨育成医療給付** **所得制限有**

身体上の障害(身体障害者福祉法第4条の規定による程度)を有する、又は治療を行わないと将来重度の障害を残すと認められる18歳未満の子どもであって、指定育成医療機関の医師が治療効果が期待でき、給付対象であると認めた場合にその医療費(保険診療分)を給付します。一部自己負担があります。

**⑩未熟児養育医療給付** **所得制限有**

満1歳未満の乳児であって、出生時体重が2,000g以下であるか、または生活力が特に弱い未熟児の為、一般状態等に異常を示すもののうち、指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた場合、その医療費(保険診療分)・食事療養費を給付します。一部自己負担があります。

**⑪小児慢性特定疾病医療費**

疾病ごとの認定基準を満たす子ども(18歳未満)に対しその治療のための医療費(保険診療分)・食事療養費を給付します。一部自己負担があります。

**年金**

**⑫国民年金保険料免除・納付猶予**

保険料の納付が困難な時は、申請書を出して承認されると、原則として7月～翌年6月までの保険料が全額免除もしくは一部免除または納付が猶予される制度があります。

**⑬産前産後期間国民年金保険料免除制度**

国民年金第1号被保険者が出産された場合、届出をすれば産前産後の保険料が一定期間免除され、免除された期間は保険料を納めたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。※出産予定日の6か月前からお手続きできます。

①～⑤ ⑨～⑪  
こども保健福祉課 給付係

☎ 059-354-8083

FAX 059-354-8061

⑥～⑧  
障害福祉課 手当・医療費係

☎ 059-354-8163

FAX 059-354-3016

**各手当の振込月(予定)**

児童手当⇒6・10・2月

児童扶養手当⇒奇数月

特別児童扶養手当⇒4・8・11月

障害児福祉手当⇒2・5・8・11月

重度障害児手当⇒2・5・8・11月

※各支給額はP.25を参考ください。

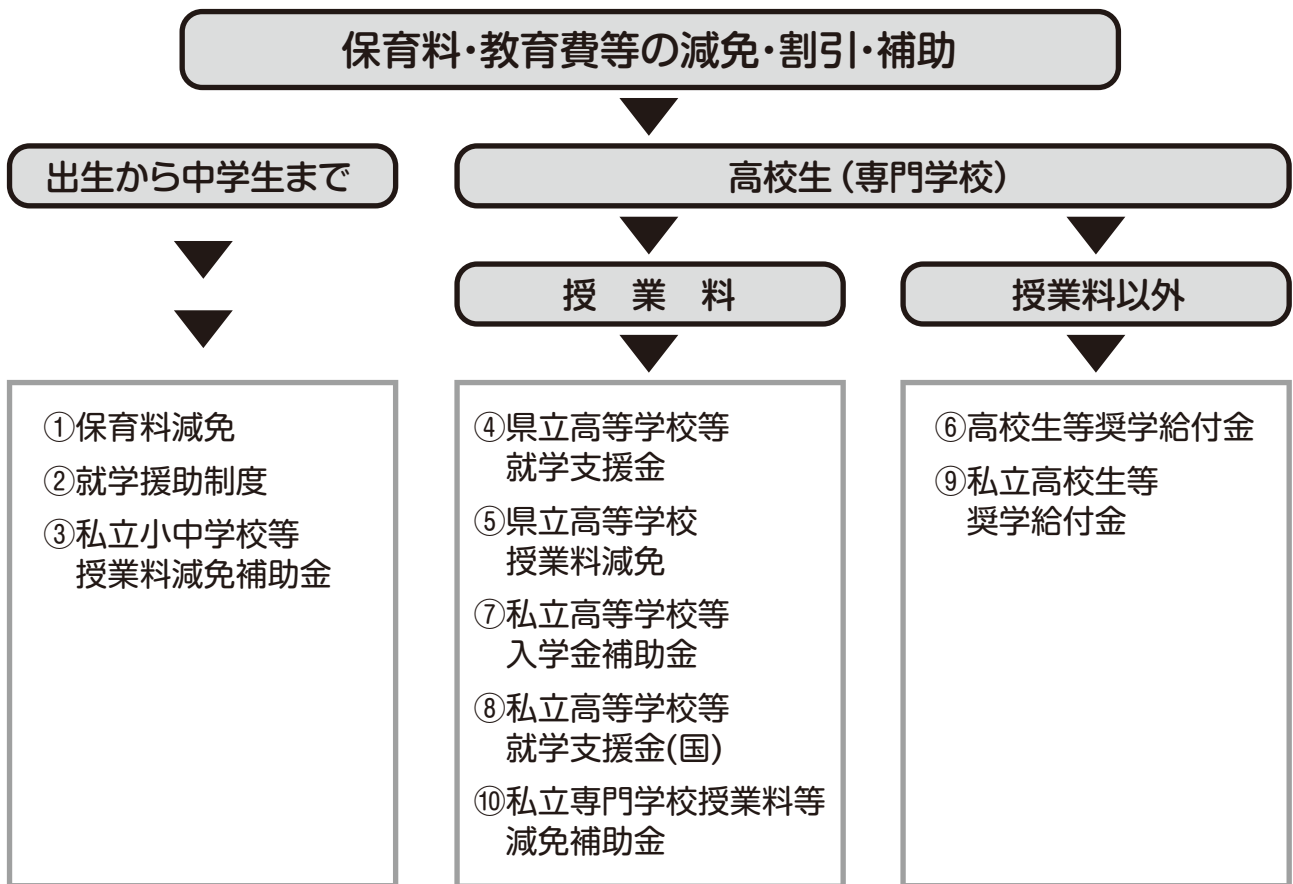
保険年金課 年金係

☎ 059-340-0221

## ② お金について 減免・割引・補助



※ご家庭の状況によって利用できる補助等の制度をご活用ください。





## 就学前

### ① 保育料減免 **ひとり親優遇** **所得制限有**

ひとり親世帯の場合、保育料の減額になる場合があります。申請しないと減額にはならないので、該当する人は申請を忘れないようにしましょう。(P.31~を参照ください。)

## 問合せ先

保育幼稚園課

☎ 059-354-8172

## 小学校・中学校(公立)

### ② 就学援助制度 **所得制限有**

経済的な理由により子どもを学校へ通学させることが困難なご家庭に対し、9年間の義務教育中に必要な就学費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。(生活保護受給世帯は該当しません。)

窓口⇒在学中の学校  
学校教育課

☎ 059-354-8250

FAX 059-354-8475

## 小学校・中学校(私立)

### ③ 私立小中学校等授業料減免補助金 **所得制限有**

三重県内の私立小中学校等に在籍する児童生徒の保護者等(親権者等)が失業倒産等において家計が急変した場合、県の補助金により授業料が軽減されます。

窓口⇒在学中の学校  
三重県環境生活部 私学課

☎ 059-224-2161

FAX 059-224-2408

## 高等学校(公立)

### ④ 県立高等学校等 就学支援金 **所得制限有**

三重県内の県立高等学校に在籍する生徒で、保護者等の収入額が一定額未満である等の要件を満たす世帯(失業・倒産等により家計が急変し、所得要件を満たすこととなる世帯を含む)である場合に、高校の授業料に充てるための支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減します。

窓口⇒在学中の学校

三重県教育委員会  
事務局教育財務課  
就学支援金担当

☎ 059-224-2940

FAX 059-224-2319

支払額	全日制	月額	9,900円
	定時制	月額	2,700円
	通信制	1単位324円(年30単位まで)	

### ⑤ 県立高等学校授業料減免 **所得制限有**

三重県立高等学校に在籍している生徒は、一定の要件を満たせば、④就学支援金の支給を受けることができますので、授業料の負担はありません。

また、④就学支援金の対象外となる生徒でも、本人または家計を維持する人が、不慮の災害・その他経済的理由等により、授業料の納付が困難であると認められる場合、授業料の減免または徴収猶予を受けることができます。

窓口⇒在学中の学校

三重県教育委員会  
事務局教育財務課

☎ 059-224-2940

FAX 059-224-2319



問合せ先

### ⑥ 高校生等奨学給付金 **所得制限有**

授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立の高校・高専に通う生徒・学生のいる低所得世帯に対して給付金を支給します。

※家計が急変して低所得世帯相当になった場合も支給します。

支払額	世帯状況	給付額(年額)
	生業扶助受給世帯(全日制等・通信制)	32,300円
	非課税世帯(全日制等)第1子	117,100円
	非課税世帯(全日制等)第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円
	非課税世帯(通信制・専攻科)	50,500円

詳細は三重県ホームページ 高校生等奨学給付金をご覧ください。  
<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOZAIMU/HP/singakusien/84767018109.htm>



QRコード⇒

窓口⇒在学中の学校

三重県教育委員会  
事務局教育財務課  
奨学給付金担当

☎ 059-224-2827

FAX 059-224-2319

受付時間：平日8:30～17:00

## 高等学校(私立)

### ⑦ 私立高等学校等入学金補助金 **所得制限有**

三重県内の私立高等学校等に在籍する生徒等の保護者等(親権者等)が一定以下の所得である場合、県の補助金により入学金の一部が軽減されます。

### ⑧ 私立高等学校等就学支援金(国) **所得制限有**

私立高等学校等に在籍する生徒等の保護者等(親権者等)が一定以下の所得である場合や、失業・倒産等により家計が急変した場合、国制度により一定額の授業料が軽減されます。

### ⑨ 私立高校生等奨学給付金 **所得制限有**

授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、私立高等学校等に通う生徒等の保護者等(親権者等)のうち、三重県内に住所を有し、低所得世帯に属する人に対して給付金を支給します。

※家計が急変して低所得世帯相当になった場合も支給します。

支払額	世帯状況	給付額(年額)
	生活保護受給世帯(全日制等・通信制)	52,600円
	非課税世帯(全日制等)第1子	137,600円
	非課税世帯(全日制等)第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	152,000円
	非課税世帯(通信制・専攻科)	52,100円

詳細は三重県ホームページ 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)についてをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/SIGAKU/HP/shigaku/84765021364.htm>



QRコード⇒

窓口⇒在学中の学校等

三重県環境生活部 私学課

☎ 059-224-2161

FAX 059-224-2408

## 専門学校(私立)

### ⑩ 私立専門学校授業料等減免補助金 **所得制限有**

三重県内の要件に該当する私立専門学校に在籍する生徒が、家計の経済状況等の認定要件を満たす場合、国の制度により、一定額の授業料・入学金が軽減されます。

窓口⇒在学中の学校等

三重県環境生活部 私学課

☎ 059-224-2161

FAX 059-224-2408



2

# お金について 奨学金・貸付



## 学費等でお金が必要な場合

- ① 四日市市奨学金
- ② 三重県高等学校等  
修学奨学金
- ③ 交通遺児育英会の奨学金
- ④ (独) 日本学生支援機構  
貸与奨学金
- ⑤ (独) 日本学生支援機構  
給付奨学金
- ⑥ あしなが育英会の奨学金
- ⑦ 母子父子寡婦福祉資金貸付
- ⑧ 生活福祉資金貸付
- ⑨ 四日市市母子寡婦  
福祉資金貸付
- ⑩ (一財) 三重県母子寡婦  
福祉連合会資金貸付
- ⑫ 国の教育ローン

## 生活費等でお金が必要な場合

- ⑦ 母子父子寡婦福祉資金貸付
- ⑧ 生活福祉資金貸付
- ⑨ 四日市市母子寡婦福祉資金貸付
- ⑩ (一財) 三重県母子寡婦福祉連合会資金貸付
- ⑪ 交通遺児等貸付金



## 奨学金

問合せ先

### ① 四日市市奨学金 **所得制限有**

経済的理由で、修学が困難な人を対象に、無利子で、奨学金の支給を行います。

#### 【支給額】

対象学校	月額 (1/2給付、1/2貸与※)	入学支度金 (全額給付)
高校 中等教育学校(後期課程) 高専(専攻科を除く) 特別支援学校の高等部 専修学校(高等課程)	12,000円/月	40,000円
大学 短大 高専(専攻科) 専修学校(専門課程)	24,000円/月	50,000円

※貸付分についても条件を満たせば返還免除となります。

募集期間：進学または進級する前の年度の12月頃

詳細は四日市市ホームページ 四日市市奨学金をご覧ください。

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/>

[www.contents/1668734841559/index.html](http://www.contents/1668734841559/index.html)

QRコード⇒



教育総務課

☎ 059-354-8236

FAX 059-354-8308

### ② 三重県高等学校等修学奨学金 **所得制限有**

学習の意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難である高校生・高等専門学校生に対し、修学に必要な資金の一部を貸与しています。(貸与には条件があります。)

#### 【支給額】

高等学校等の種別	修学費 (月額)	修学支度費 (入学時一時金)
国公立	8,000円/月 13,000円/月 18,000円/月 23,000円/月 (いずれかを選択)	40,000円 80,000円 (いずれかを選択)
私立	20,000円/月 25,000円/月 30,000円/月 35,000円/月 (いずれかを選択)	50,000円 100,000円 (いずれかを選択)

詳細は三重県ホームページ 三重県高等学校等修学奨学金をご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci500002383.htm>

QRコード⇒



窓口⇒在学中の学校

三重県教育委員会事務局

教育財務課 奨学金担当

☎ 059-224-2944

FAX 059-224-2319

受付時間：平日8:30~17:00



問合せ先

### ③交通遺児育英会の奨学金

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のため働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生が対象です。(申込時25歳まで)予約募集と在学募集があります。

ホームページからも応募資料の請求やダウンロードができます。  
交通遺児育英会ホームページ 奨学金を希望される方をご覧ください。

<https://www.kotsuiji.com/howto/>

QRコード⇒



公益財団法人 交通遺児育英会

☎0120-521-286

☎03-3556-0773

### ④(独)日本学生支援機構貸与奨学金 **所得制限有**

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。第一種奨学金(無利子)と第二種奨学金(有利子)があります。

奨学生の採用方法には「予約採用」「在学採用」「緊急採用・応急採用」があります。

### ⑤(独)日本学生支援機構給付奨学金 **所得制限有**

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対して給付されます。

●給付月額：私立の大学・短大・専門学校で自宅外通学の学生の場合

第Ⅰ区分：75,800円 第Ⅱ区分：50,600円 第Ⅲ区分：25,300円

●選考基準

**【学力基準】**

①申込時までの高校等の成績の平均が5段階評価で3.5以上

②①に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標を持って、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること

**【家計基準】**

「収入基準」と「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。

※進学先の大学等は給付奨学金の対象校として国又は自治体の確認を受けた大学等(「確認大学等」という)であることが必要です。確認大学等は、文部科学省のホームページよりご確認ください。(「確認大学等」で検索)

貸与奨学金及び給付奨学金の詳細は、

日本学生支援機構ホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/>

QRコード⇒



※奨学金の申込みに関するスケジュール等については、在学中の高校・大学等

奨学金相談サイト

●奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問い合わせの前に、是非ご利用ください。

詳しくはこちら



### ⑥あしなが育英会の奨学金

病気、災害(道路上の交通事故を除く)、自死などで保護者を亡くしたり、重度障がいなどで経済的な援助を必要とする家庭の子ども(25歳を迎える年度まで)が対象です。

奨学金には下記の4種類があり、予約募集と在学募集があります。

①高校・高専(3年生まで)奨学金

②大学・短大奨学金

③専門学校(高専4・5年生含む)奨学金

④大学院奨学金 ただし、本会大学奨学金利用者に限る

※2023年度より制度変更のため、詳細は直接お問い合わせください。

ホームページからも申請書の請求やダウンロードができます。

あしなが育英会ホームページ 奨学金を利用したい方へをご覧ください。

<https://www.ashinaga.org/scholarship/for-applicants/>

QRコード⇒



一般財団法人あしなが育英会  
奨学課

☎0120-77-8565

☎03-3221-7676



## 各種貸付

問合せ先

### ⑦母子父子寡婦福祉資金貸付(三重県事業)

ひとり親家庭および寡婦の方の経済的自立と児童の福祉増進を図るために、母・父またはその児童及び寡婦に対して必要な資金を貸付ける制度で、三重県において実施しています。(相談・受付…こども家庭課)

申請月：3月・6月・8月・10月・12月・2月

(書類審査は約2ヶ月かかります。)例：6月申請⇒8月末日貸付実行

貸付の決定…知事／償還方法…月賦・年賦・半年賦

※貸付には色々種類がありますので、別表P.22～24を参考にしてください。詳しくは母子・父子自立支援員にお問い合わせください。

こども家庭課

母子・父子自立支援員

☎ 059-354-8276

### ⑧生活福祉資金貸付 **所得制限有**

低所得者・高齢者および障害者の世帯に対して、経済的自立や生活意欲の助長を図り、安定した生活ができるよう支援することを目的とする貸付制度です。(書類審査があります。原則、連帯保証人が必要)

資金の種類：福祉資金・教育支援資金・総合支援資金・  
緊急小口資金(上限10万円)等

条件：利子1.5%(一部は無利子)

詳細は三重県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

<https://www.miewel-1.com/introduction/funding/lifewelfare>



QRコード⇒

社会福祉協議会

☎ 059-354-8265

FAX 059-354-6486

### ⑨四日市市母子寡婦福祉資金貸付

四日市母子寡婦福祉会会員(1年以上加入のこと)に対し、一時的に経済自立に必要な各種の資金を貸し付けることにより、その生活の安定を図ります。返済の見込みがあると認められる方に限られています。連帯保証人が必要です。

貸付限度額：100,000円

条件：手数料3% 1年以内で返済

四日市母子寡婦福祉会

☎ FAX 059-354-8277

(P.51参照)

### ⑩(一財)三重県母子寡婦福祉連合会資金貸付

母子家庭を対象として生活の安定を図るための資金貸付を行っています。ただし、母子寡婦福祉会会員で1年以上加入のこと。保証人が必要です。

資金用途：生業資金・緊急生活援護資金・災害資金

貸付限度額：200,000円

条件：手数料3% 3ヶ月据置経過後1年以内で返済



問合せ先

⑪交通遺児等貸付金 **制限等有** ※詳しくはお問い合わせください。

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った人の子ども(0歳から中学校卒業までの児童)が対象です。

- 当初一時金155,000円(毎月10,000円または20,000円)(選択制)
- 小学・中学校入学支度金44,000円(希望者のみ)

詳細はNASVAホームページ 交通遺児等貸付をご覧ください。  
<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/koutu.html>



QRコード⇒

(独)自動車事故対策機構  
(NASVA) 三重支所

☎059-350-5188

FAX 059-350-5189

四日市市諏訪町4-5  
四日市諏訪町ビル8階

⑫国の教育ローン

日本政策金融公庫の各支店で取り扱っている公的な融資制度です。

●融資対象となる学校※

- ・大学、大学院(法科大学院など専門職大学院を含みます。)、短期大学
- ・専修学校、各種学校(予備校、デザイン学校など)
- ・高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部
- ・外国の高等学校、短期大学、大学、大学院、語学学校など
- ・その他職業能力開発校などの教育施設

※修業年限が3か月以上

●融資額

お子さま一人につき上限350万円

(自宅外通学や大学院など一定の要件に該当する場合は上限450万円)

●使いみち

- ・学校納付金(入学金、授業料、施設設備費など)
- ・受験にかかった費用(受験料、受験時の交通費・宿泊費など)
- ・在学のために必要となる住居費用(アパート・マンションの敷金・家賃など)
- ・教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、修学旅行費用、学生の国民年金保険料など

●返済期間

最長18年



QRコード⇒

日本政策金融公庫 四日市支店

☎0570-057864

(ナビダイヤル)

教育ローンコールセンター

☎0570-008656

(ナビダイヤル)

四日市市諏訪栄町1-12  
朝日生命四日市ビル2階



（三重県）母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表（適用日：令和5年4月1日～）

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度（円）	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	3,260,000		貸付の日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
	母子・父子福祉団体 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦（複数の母子 家庭の母、複数の 父子家庭の父、複 数の寡婦による共 同起業の場合）	4,890,000				
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	1,630,000		貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	別表のとおり （P.24参照）	就学期間中	卒業後6ヶ月	据置期間経過後 10年以内 （専修学校の一般 課程は据置期間経 過後5年以内）	無利子
	18歳年度末を迎え 児童扶養手当等を 受給できなくなっ た高校等就学児童	上記の額に児童扶 養手当の額を加算 する				
就職支度資金	母子家庭の母・父 子家庭の父または 児童 寡婦 父母のない児童	105,000		貸付の日から 1年間	据置期間経過後 6年以内	子に係るもの →無利子
		通勤のために自動 車を購入すること が必要と認められ る場合 340,000				母親・父親に係るもの 連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母もしくは父が生 計中心者のとき （技能習得） 月額 141,000 （医療介護） 月額 108,000	知識・技能を習得 する期間中の5年 以内	知識・技能の習得 期間満了後6ヶ月	据置期間経過後 10年以内 （技能習得）	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
		母もしくは父が生 計非中心者のとき、または扶養す る子のない寡婦 月額 70,000	医療または介護を 受けている期間中 の1年以内	医療または介護を 受ける期間満了後 6ヶ月	据置期間経過後 5年以内 （医療介護）	
	母子家庭の母 父子家庭の父 （配偶者のない女 子もしくは男子とな って7年未満の者）	月額 108,000 （上限2,592,000） 但し、生活安定貸 付期間中の養育費 取得のための裁判 等の費用については、1,260,000円 を限度として一括 して貸付すること ができる	配偶者のない女子 もしくは男子とな って7年未満（生活 安定貸付期間）	生活安定貸付期間 満了後6ヶ月	据置期間経過後 8年以内	
	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母もしくは父が生 計中心者のとき 月額 108,000 母もしくは父が生 計非中心者のとき、または扶養す る子のない寡婦 月額 70,000	離職した日の翌日 から1年以内	失業貸付期間満了 後6ヶ月	据置期間経過後 5年以内	
	母子家庭の母 父子家庭の父 （児童扶養手当を 受給しておらず、 所得または収入が 別途定める額未満 の家計急変者）	児童扶養手当に準 拠した額（全部支 給の額）の範囲内 月額第1子 44,140 第2子 10,420 第3子以降6,250 （上記の金額の合算額）	資金の貸付けを受 けようとしたとき から1年未満（緊急 生活安定貸付期間） （一度の貸付期間は 3ヶ月とし、引き続き 貸付けを受けるこ とが適当と認められ るときは、延長可能）	緊急生活安定貸付 期間満了後6ヶ月	据置期間経過後 10年以内	

※特別な事情がある（物価の影響を受けている）と認める場合、3ヶ月分を一括して貸付けすることができる



貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	一般 1,500,000 ----- 災害等 2,000,000		貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 6年以内 ----- 据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	260,000		貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 3年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
医療介護資金	母子家庭の母・父 子家庭の父または 児童(介護の場合 は児童を除く) 寡婦	医療 340,000 特に経済的に必要 と認められる場合 480,000 ----- 介護 500,000		医療または介護を 受ける期間満了後 6ヶ月	据置期間経過後 5年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養してい る子 父母のない児童	貸付金の限度(円)		修学・修業を 終了後6ヶ月	据置期間経過後 10年以内  (修業施設) 据置期間経過後 5年以内	無利子
		小学校	64,300			
		中学校	81,000			
		高等学校 専修学校(高等課程)(一般課程)	自宅…150,000 自宅外…160,000			
		(私立)高等学校 専修学校(高等課程)	自宅…410,000 自宅外…420,000			
		(国公立)大学 短期大学 高等専門学校 専修学校(高等課程)	自宅…410,000 自宅外…420,000			
		(私立)大学 短期大学 高等専門学校 専修学校(高等課程)	自宅…580,000 自宅外…590,000			
		(国公立)大学院	380,000			
		(私立)大学院	590,000			
		修業施設	自宅 中学校卒業…150,000 高等学校卒業…272,000 自宅外 中学校卒業…160,000 高等学校卒業…282,000			
結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養してい る子	婚姻する子1人に つき 310,000		貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 5年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養してい る子 父母のない児童	月額 68,000 ----- 高校3年在学時就 職希望の児童が自 動車運転免許取得 の場合 460,000	知識技能を習得す る期間中の5年以内	習得期間満了後 1年 ※自動車免許の場 合、貸付した時 点から1年	据置期間経過後 10年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	月額 68,000 ----- 入学金・学費等、特 に必要と認められ る場合 816,000 ----- 自動車運転免許取 得の場合 460,000	知識技能を習得す る期間中の5年以内	習得期間満了後 1年 ※自動車免許の場 合、貸付した時 点から1年	据置期間経過後 10年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%

(注)申請者への貸付金が多額である場合には、連帯保証人を必要とします。  
連帯保証人は、年齢60歳まで、申請者と生計を同一にしておらず、原則として県内に在住している償還の資力がある方です。

**連帯保証人の要件(母子父子寡婦福祉資金貸付金)**

- 60歳以下 ●債務弁済の資力あり ●できれば県内の方(※三親等内の親族であれば県外可)
- 子のための資金は元夫可 ※申請者と同一生計ではない



## 修学資金貸付限度額(月額)一覧表 (適用日:令和5年4月1日～)

(単位:円)

学校種別	通学形態	1年	2年	3年	4年	5年	
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500 (89,000)	98,500 (89,000)
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000 (102,500)	115,000 (102,500)
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500 (86,500)	96,500 (86,500)			
	私立	自宅通学	93,500 (86,500)	93,500 (86,500)			
		自宅外通学	131,000 (110,500)	131,000 (110,500)			
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)			
	私立	自宅通学	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)			
		自宅外通学	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)			
大学	国公立	自宅通学	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	
		自宅外通学	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	
	私立	自宅通学	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	
		自宅外通学	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)		52,500	52,500				

(注1) ( )内の単価は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条に定める計算方法に基づき算出したその者の前年所得が682万円(年収目安900万円)(扶養親族等が2人以上の場合については、前年所得について、682万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算した額)を超える場合に適用します。

(注2) 高等教育の就学支援新制度による支援を受ける場合は、貸付限度額から授業料等の減免や給付型奨学金の額に相当する額を控除します。





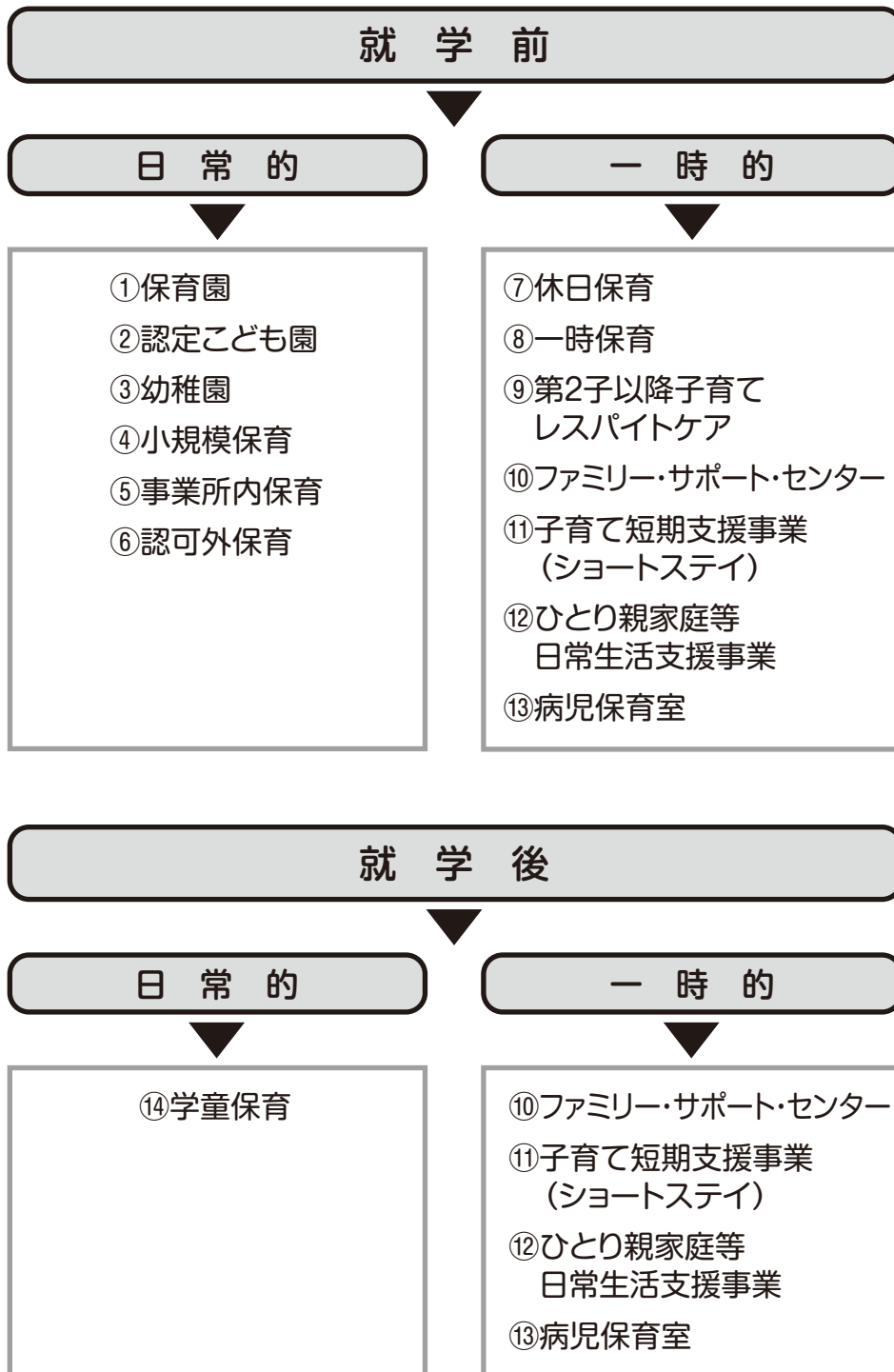
## ● 各種手当の一覧 ●

児童手当・特例給付	3歳未満	15,000円/月	
	3歳以上小学校修了前	第1子・第2子	10,000円/月
		第3子以降	15,000円/月
	中学生	10,000円/月	
	所得制限限度額以上の所得がある人	(特例給付) 5,000円/月	
	※所得上限限度額以上の所得がある場合や日本国内に住所がない場合などは支給されません。		
児童扶養手当	全部支給	44,140円/月	
	一部支給	10,410円～44,130円/月	
	2人目	加算 5,210円～10,420円/月	
	3人目以降1人につき	加算 3,130円～ 6,250円/月	
特別児童扶養手当	1級(重度障害)	53,700円/月	
	2級(中度障害)	35,760円/月	
	※施設に入所している場合や障害基礎年金を受給している場合は支給されません。		
障害児福祉手当	支給額	15,220円/月	
	※施設入所されている人、障害年金を受けている人は支給されません。 (聴覚障害のある人で、自動車運転免許を持っている人は支給されません。) ※20歳以上の人の手当てについてはお問い合わせください。		
重度障害児手当	支給額	2,000円/月	
	※施設入所されている人、生活保護を受給されている人は支給されません。 ※20歳以上の人の手当てについてはお問い合わせください。		

.....

メモ書き

# 3 保育・子育て 子どもを預けたい時





## 子どもを日常的に預けたい **就学前**

問合せ先

### ① 保育園 **ひとり親優遇**

保護者が働いている(働く予定を含みます。)、または病弱である等の理由で乳幼児を保育できない家庭では、その児童を保育園へ入園させることができます。入園には条件がありますが、母子・父子家庭に対して優遇される場合もあります。

※保育料等の詳しい内容はP.31～を参照ください。

### ② 認定こども園 **ひとり親優遇**

幼稚園と保育園の両方の役割を果たす施設です。保護者が働いている働いていないにかかわらず、教育・保育を一体的に行います。

また、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能も併せ持ちます。

保育認定での入園には条件がありますが、母子・父子家庭に対して優遇される場合もあります。

受入年齢：教育認定⇒市内在住の3～5歳児

保育認定⇒市内在住の0～5歳児(塩浜、富田、桜は1～5歳児)

保育料：教育認定⇒無償化

保育認定⇒3～5歳児は無償化

0～2歳児は保護者の所得に応じて決定

### ③ 幼稚園 **ひとり親優遇**

幼児教育を義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして位置づけ、それぞれの園が地域と共に、特色ある幼児教育を行っています。

市内に住んでおり、住民登録をしている人のこどもが対象

受入年齢：4歳児・5歳児(私立は満3歳児～5歳児で、施設によって対象年齢が異なります。)

保育料：公立⇒無償化

私立⇒基本的に無償化ですが、園によって異なるためお問い合わせください。

### ④ 小規模保育 **ひとり親優遇**

0～2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育です。

※各保育施設によって対象年齢が異なります。

### ⑤ 事業所内保育 **ひとり親優遇**

事業所に併設された保育施設で、地域において保育を必要とする子どもも利用できます。

対象年齢：6ヶ月～2歳児

### ⑥ 認可外保育

県に届出をしている保育施設で、月極めや一時預かりなどで子どもを預かることができます。

※各園によって対象年齢が異なります。

※0～2歳児の非課税世帯及び、3～5歳児のうち保育要件のある場合は無償化の対象となりますので、認定の申請を行ってください。

保育幼稚園課

 059-354-8172

 059-354-6013

P.47を確認ください。



## 子どもを一時的に預けたい **就学前**

問合せ先

### ⑦ 休日保育

市内に居住し、保育施設(認可外保育所を除く)に在園している子どもで、保護者のいずれもお仕事等により、休日にご家庭で保育が困難な場合利用できます。ただし事前に登録が必要です。(登録は年度ごとに更新)  
※申し込みは1ヶ月単位になります。

保育幼稚園課

☎ 059-354-8172

FAX 059-354-6013

### ⑧ 一時保育

仕事や病気、用事があるときや精神的に子育てに疲れた時の親のリフレッシュとして一時的に利用できます。ただし事前に登録が必要です。(登録は年度ごとに更新)  
※申し込みは1ヶ月単位になります。

各実施保育施設  
(P.47を参照ください。)

### ⑨ 第2子以降子育てレスパイトケア

第2子以降の子どもの出産後における保護者の心身の負担軽減を図るため、生まれた子の兄・姉を産後12ヶ月までの間に、市内の認可保育園及びこども園や、市内の病児保育室に一時的に預けたときに、実費負担分を除く保育料が2回まで無料になる「保育無料券」を発行します。

詳細は四日市市ホームページ

第2子以降子育てレスパイトケア事業をご確認ください。

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/>

[www/contents/1001000001275/index.html](http://www.contents/1001000001275/index.html)

QRコード⇒



こども未来課

☎ 059-354-8069

FAX 059-354-8061



子どもを一時的に預けたい ◀就学前 ▶就学後

⑩ファミリー・サポート・センター

子育てを助けてほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい人(援助会員)が会員になって、相互の信頼と了解のもとに助け合う組織です。会員になるには登録(無料)が必要となります。

利用料金：7:00～19:00 800円/1h それ以外の時間帯：900円/1h

※食事代等は依頼会員が実費負担

※ひとり親家庭等を対象に利用料の1/2を補助します。

(ただし、食事代等の実費負担分は対象外)

詳細は四日市市ホームページ

ファミリー・サポート・センターの利用料の改定等についてをご覧ください。

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/>

[www.contents/1652857828422/index.html](http://www.contents/1652857828422/index.html) QRコード⇒



会員登録・利用：四日市市ファミリー・サポート・センター

住所：波木町2040-2(NPO法人体験ひろば☆子どもスペース四日市内)

時間：火曜～土曜 8:30～19:30(祝・年末年始を除く)

四日市市

ファミリー・サポート・センター

☎ 059-323-0023

子ども未来課

☎ 059-354-8069

FAX 059-354-8061

⑪子育て短期支援事業(ショートステイ) ◻ひとり親優遇

家庭で一時的に子どもの養育が困難になった時に(7日以内)、養護施設等で宿泊を伴った一時預かりを行います。また、母子が緊急一時的に保護を必要とする場合等には母子生活支援施設でショートステイをすることができます。

いずれも施設の空き状況等により利用できない場合があります。

※所得に応じた負担金が必要です。ただし、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯、ひとり親世帯の方は利用料が軽減されます。

⑫ひとり親家庭等日常生活支援事業 ◻ひとり親限定 ◻所得制限有

母子家庭、父子家庭及び一人暮らしの寡婦が、一時的に生活援助や保育等のサービスが必要な場合若しくは生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣する制度です。

※市内在住で、児童扶養手当の受給者あるいは同等水準の人

※年間80時間以内が原則です。

※事前に家庭生活支援員派遣対象世帯の認定が必要です。

子ども家庭課

☎ 059-354-8276



問合せ先

### ⑬病児保育室

病気療養中で、まだ保育園・小学校などの集団生活に不安があり、家庭においても保育できない児童を一時的にお預かりする施設です。

※専任の看護師と保育士が保育します。

※定員等がありますので、事前に必ず確認が必要です。

※利用料：1日 2,000円

(所得税非課税世帯/1,000円、市民税非課税・生活保護世帯/無料)

食事、ミルク、おやつ代は実費(500円程度)、診察代

※利用料の支払いに、保育無料券(P.28)が利用できます。

※病児保育室の空き状況の確認、利用登録や予約申し込みがスマートフォンやパソコンから24時間できます。

詳細は四日市市ホームページ 四日市市内の病児保育室のページをご覧ください。

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/>

[www.contents/1001000001264/index.html](http://www.contents/1001000001264/index.html) QRコード⇒



#### ●カンガルーム(二宮メディカルクリニック東隣)

利用時間：月曜～水曜、金曜、土曜 8:45～17:30(祝、年末年始を除く)

☎ 059-351-4152

#### ●チェリーケア(桜花台子どもクリニック子育て支援センターさくらんぼ2階)

利用時間：月曜～金曜 8:30～17:30(祝、年末年始を除く)

☎ 059-340-7015

#### ●ひばりルーム(しもの診療所南隣)

利用時間：月曜～金曜 8:45～17:30(祝、年末年始を除く)

☎ 059-338-3020

FAX 059-338-3021

#### ●シェルーム(貝沼内科小児科2階)

利用時間：月曜～金曜 8:45～18:00(祝、年末年始を除く)

☎ 059-347-1188

FAX 059-346-7117

## 子どもを日常的に預けたい ←就学後

### ⑭学童保育

保護者の就労等により、放課後、留守家庭となる児童の保育のために、市内72カ所設置されています。

※利用規約(利用時間・利用料金等)は、学童保育所により異なります。詳細や入所手続き等については、各学童保育所へ直接お問い合わせください。

(P.49～参照)

子ども未来課

☎ 059-354-8069

FAX 059-354-8061

子ども未来課

☎ 059-354-8464

FAX 059-354-8061



## 令和5年度保育料について（保育施設）（令和5年4月）

令和5年度の保育料についてご案内いたします。

### ●基準額表

納入義務者の属する世帯の階層区分		年齢区分（令和5年4月1日付 満年齢） 上段の金額：保育標準時間認定 下段（ ）内の金額：保育短時間認定 月額 単位：円		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
第1	生活保護受給者	0 (0)	保育料は無償です。 但し、給食費等については有償となります。  ※世帯の該当条件によっては、給食費のうち副食費については免除になります。 詳細は次頁「基準額からの軽減等について」を参照ください。	
第2	市町村民税非課税世帯	0 (0)		
第3	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割額のみ)	11,000 (8,500)		
第4	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満		12,200 (9,700)
第5		48,600円以上 58,800円未満		15,600 (13,100)
第6		58,800円以上 97,000円未満		26,400 (23,900)
第7		97,000円以上 133,000円未満		35,900 (33,400)
第8		133,000円以上 169,000円未満		41,900 (39,400)
第9		169,000円以上 235,000円未満		47,600 (45,100)
第10		235,000円以上 301,000円未満		52,000 (49,500)
第11		301,000円以上		58,500 (56,000)

- ①入所児童と生計を一にする兄弟であって、保育所、幼稚園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業を利用しているものが1名以上いる場合  
第2子目は、基準額×0.5(第2階層の場合は0円)
- ②入所児童と生計を一にする兄弟が2名以上いる場合  
第3子目以降は、0円  
(別居でも、保護者が仕送りしている場合、生計を一にしていると認められる場合があります。)



◎納期限(口座振替日)

月末となります。ただし、月末が土・日・祝日の場合は翌月の最初の平日になります。  
また、12月は25日になります。

◎今回決定した保育料は、令和4年度市町村民税課税額より算定した今年8月までの保育料です。  
今年9月からの保育料は、令和5年度市町村民税課税額より改めて算定する予定です。

◎基準額からの軽減について

1.市町村民税所得割課税額57,700円未満(概ね収入360万円以下)の場合、生計を一にする兄・姉等(※1)がいる場合は年齢に関係なく第2子目は半額(第2階層の場合は無料) 第3子目以降は無料

※1 生計を一にする兄・姉に相当する者がいる場合は、軽減の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

※2 給食費のうち、副食費が免除対象となります。

2.児童の保護者世帯が

①ひとり親世帯

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養している世帯(一般的には児童扶養手当、遺族年金の受給が要件となります。)

②在宅障害者を有する場合

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付者、特別児童扶養手当の支給対象者、障害基礎年金の受給者

③生活保護に相当する困窮者

生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

第2階層		無料
第3・4階層	第1子	基準額表の金額から1,000円引いた額の半額
	第2子以降	無料
第5階層 第6階層のうち 所得割額が77,101円未満	第1子	標準時間6,700円 短時間5,600円
	第2子以降	無料

(この場合の子どもの数え方は、1と同じです)

※1 上記の世帯については給食費のうち、副食費が免除対象となります。

3.入所児童と生計を一にする兄姉が2名以上いる場合は、給食費のうち、副食費が免除対象となります。

【お願い】

1については、保育幼稚園課で抽出し、保育料の決定をおこなっていますが、保育料が減額されていない場合は下記までご連絡ください。

2については、申請が必要です。(毎年度必要) ご申請されて、保育料が減額されていない場合はご連絡ください。未だ申請されていない人は、ご申請ください。(用紙は園に備えてあります。提出は園または下記まで)

問い合わせ・連絡・書類提出先：保育幼稚園課 施設運営係 ☎059-354-8172



3

# 保育・子育て 遊び場・相談



## 子どもと過ごせる場所・子どもが過ごせる場所

### 就学前

- ①おもちゃ図書館
- ②子育て支援センター
- ③あそび会・あそぼう会
- ④こども子育て交流プラザ
- ⑤児童館
- ⑥図書館

### 就学後

- ④こども子育て交流プラザ
- ⑤児童館
- ⑥図書館

## 相談したい

- |                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| ②子育て支援センター                  | ⑩発達に関する相談     |
| ③あそび会・あそぼう会                 | ⑪子育て・虐待に関する相談 |
| ⑦育児相談室すくすくルーム               | ⑫教育支援課        |
| ⑧利用者支援事業<br>(子育てコンシェルジュ)    | ⑬北勢児童相談所      |
| ⑨妊産婦・乳幼児の育児や<br>健康についての電話相談 | ⑭民生委員児童委員     |
|                             | ⑮主任児童委員       |
|                             | ⑯四日市市社会福祉事務所  |



## 子どもと過ごせる場所 ◀就学前

問合せ先

### ①おもちゃ図書館

障害のある子どもない子ども、おもちゃを通して仲よく遊ぶ『ふれあいコーナー』として利用できます。子どもだけの利用はできませんので、必ず保護者同伴で利用してください。

開館日：月曜～金曜 10:00～12:00 13:00～15:00

ただし、感染症等の状況により、休館する場合があります。(詳しくはホームページでご確認ください。)

休館日：土曜・日曜・祝日・年末年始(12/28～1/4)

おもちゃの消毒・点検日：毎月最終日(土日祝日の場合はその前日)

朝8:30時点で警報等が発令されている場合

四日市市社会福祉協議会  
地域福祉課

☎059-354-8144

※集団で来館されるときには、事前にご連絡ください。

### ②子育て支援センター

主に乳幼児(0～3歳)と保護者が気軽に利用し、交流や育児相談ができる場、子育て情報の提供の場として支援活動をしています。医療機関型につきましては、医療の特性を生かした支援(健康相談ほか)を行っています。

各実施支援センター  
(P.48を参照ください。)

### ③あそび会(幼稚園) あそぼう会(保育園・こども園)

公私立幼稚園では『あそび会』、公私立保育園『あそぼう会』をそれぞれ実施しています。各園において、午前中の2時間ほど園を開放し、未就園児の親子に遊び場を提供したり、楽しんで子育てができるよう相談に乗ったりしています。

※原則予約なしで参加でき、料金もありません。

実施日時：週1、もしくは月1～3回 9:30～11:30

駐車場の有無・開催日等は各園にお問い合わせください。

保育幼稚園課

☎059-354-8087

FAX 059-354-6013

## 子どもと過ごせる・子どもが過ごせる場所 ◀就学前 ▶就学後

### ④こども子育て交流プラザ

18歳未満の子どもと子育てに関心のある人なら誰でも使える、児童館機能と子育て支援機能を併せ持つ施設です。広い多目的ホールや図書室でお天気に関係なくのびのび遊べます。工作やよかパパひろばなどのイベントもたくさんあります。

利用時間：9:00～19:00(土日祝日も開館しています。)

保護者同伴でない小学生以下の児童の利用

5～8月 17:30まで

9～4月 17:00まで

※就学前の幼児については保護者同伴をお願いします。

休館日：年末年始

四日市市東新町26-32  
(橋北交流会館4階)

☎059-330-5020

ホームページ

<https://cocoplaza-yokkaichi.jp/>

↓QRコード



### ⑤児童館

子どもに健全な遊びや体験活動を提供し、個別的・集団的に指導や援助を行い、子どもの心身ともに健やかな育成を図ることを目的とした施設です。

天候に左右されず親子でも遊べる児童館は、18歳未満の子どもとその保護者の人なら誰でも利用できます。

利用時間：5～8月 9:30～17:30

9～4月 9:00～17:00

※3・4・7・8月の小中学校長期休暇中は月曜も開館

※就学前の幼児については保護者同伴をお願いします。

休館日：日曜・月曜・祝日(月曜が祝日ならその翌日も休館)・年末年始

こどもの家

☎059-351-3933

北部児童館

☎059-364-5444

塩浜児童館

☎059-346-7332



## 問合せ先

### ⑥ 図書館

四日市市では、色々な施設で絵本や児童書を読んだり借りたりできます。また、絵本の読み聞かせ会を行っている施設もあります。子どもにどんな本を選んだらよいか迷ったとき、お友だちと情報交換をしたいときなどにご利用ください。

●四日市市立図書館 休館日：毎週月曜、第2・第4火曜、年末年始、特別整理期間

●あさけプラザ図書館 休館日：毎週月曜(ただし月曜が祝日の場合は翌日火曜)、年末年始、特別整理期間

●楠交流会館図書室 休室日：毎週月曜、祝日、年末年始、特別整理期間

※その他、本の閲覧・貸出・読み聞かせを行っているところ

●子育て支援センター(P.48参照)

●地区市民センター

●こども子育て交流プラザ(P.34④参照)

●児童館(P.34⑤参照)

四日市市立図書館

☎059-352-5108

あさけプラザ図書館

☎059-363-0102

楠交流会館図書室

☎059-397-2277

## 相談したい

### ⑦ 育児相談室すくすくルーム

妊娠中から、産後の健康のこと、赤ちゃんの育児や発育・発達のことなど、保健師や看護師等にご相談いただけます。赤ちゃんの身体測定も行っていますので、お気軽にお立ち寄りください。

※授乳室としてもお使いいただけます。

相談時間：月曜～金曜(祝日・年末年始は除く) 8:30～17:15

こども保健福祉課 母子保健係

☎059-354-8187

### ⑧ 利用者支援事業(子育てコンシェルジュ)

子育てコンシェルジュとは、子育て中の保護者の皆様の立場に立ってお話を聞き、多様な子育て支援情報やサービスをわかりやすく伝え、適切な支援につなげる案内人です。育児は不安や心配事がつきものです。子育て中の様々な心配や悩み、ちょっと気になることなど、お気軽にご相談ください。

次の4ヶ所に子育てコンシェルジュがいます。

●総合会館3F こども未来課

●橋北子育て支援センター(P.48参照)

●塩浜子育て支援センター(P.48参照)

●こども子育て交流プラザ(P.34④参照)

こども未来課

(育児相談専用電話)

☎059-327-6325

橋北子育て支援センター

☎059-331-1875

塩浜子育て支援センター

☎059-345-3553

こども子育て交流プラザ

☎059-331-5560

### ⑨ 妊産婦・乳幼児の育児や健康についての電話相談

妊婦・産婦・乳幼児の育児や健康に関する電話相談を行っています。

受付時間：8:30～17:15

受付日：月曜～金曜(祝日・年末年始は除く)

こども保健福祉課 母子保健係

☎059-354-8187

(電話相談も同)

### ⑩ 発達に関する相談

子どもの発達について、家庭や保育園・幼稚園・こども園・学校からの相談に応じ、保健・福祉・教育が連携しながら、早期からの途切れのない支援を行っています。

こども発達支援課

☎059-354-8064

☎059-354-8102



問合せ先

⑪子育て・虐待に関する相談

すべての子どもたちが、健やかに成長することを願って、子どもたちとその家族に関する相談に応じています。

対象：0～18歳未満の児童とその保護者

内容：育児相談・家族関係・子どもの虐待に関する相談

こども家庭課

☎059-354-8276

⑫教育支援課

市内在住の児童・生徒及びその保護者を対象に、相談を行っています。

対象：小学生・中学生とその保護者

内容：不登校、発達、障害のある子どもの教育に関すること等

教育委員会 教育支援課

☎059-354-8285

⑬北勢児童相談所

児童に関する様々な問題について、家庭や学校からの相談に応じ、調査や判定のうえ、助言や施設への措置、一時保護などを行います。

四日市市大字泊村977-1

☎059-347-2030

FAX 059-347-2056

⑭民生委員児童委員

地域の身近な相談役として、住民の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」です。

また、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

各地区でご確認ください。

⑮主任児童委員

子どものことを専門に担当する民生委員児童委員です。

子どもや子育てに関する相談に応じ、地区担当の民生委員児童委員と連携しながら関係機関との連絡調整を行います。

⑯四日市市社会福祉事務所

福祉事務所は社会福祉行政の第一線の機関であり、各種生活相談をはじめ、母子(寡婦)、父子、児童、障害者(児)、高齢者の相談を受けるところです。

【市役所にある窓口】

福祉総務課	☎059-354-8109	FAX 059-359-0288
保護課	☎059-354-8166 ☎059-354-8167 ☎059-354-8327 ☎059-354-8076	FAX 059-354-8341
高齢福祉課	☎059-354-8170	FAX 059-354-8280
障害福祉課	☎059-354-8171 ☎059-354-8527	FAX 059-354-3016

左記にある各窓口へ  
ご連絡ください。

【総合会館にある窓口】

保育幼稚園課	☎059-354-8172	FAX 059-354-6013
こども家庭課	☎059-354-8276	FAX 059-354-8061
こども発達支援課	☎059-354-8064	FAX 059-354-8102

# 4 就労支援



## 就職・転職

### 仕事を探す

- ① 公共職業安定所 (ハローワーク)
- ② マザーズコーナー

### 就労相談

- ③ 女性のための就職相談
- ④ 雇用環境・均等室
- ⑤ 総合労働相談コーナー
- ⑥ 北勢地域若者サポートステーション

### 就労サポート

- ⑦ 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- ⑧ 離職者向け支援
- ⑨ 技能習得講座

### 通勤支援

- ⑩ 通勤定期運賃の割引

### 資格取得支援

- ⑪ 自立支援教育訓練給付金
- ⑫ 高等職業訓練促進給付金
- ⑬ ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業



## 仕事を探す

### ① 公共職業安定所 (ハローワーク)

職業相談担当の職員が就職についての相談、紹介を行っています。また、知識・技能習得のための、職業訓練の相談も行っていきます。

### ② マザーズコーナー

お子様が一緒でも安心して職業相談できるスペースを確保しております。お気軽にご利用ください。

相談時間：平日 9:00～16:30 (昼休憩12:00～13:00)

## 問合せ先

四日市市本町3-95

☎ **059-353-5566**  
(部門コード42#)

ハローワーク四日市 職業相談部門

☎ **059-353-5566**  
(部門コード43#)

四日市市本町3-95

ハローワーク四日市2階

## 就労相談

### ③ 女性のための就職相談

就労を希望する女性に対し、キャリアカウンセリング(相談対応・アドバイス等)を行っています(オンライン相談も可)。

※定期相談：毎月第1月曜、第3水曜 時間については、お問い合わせください。

※出張相談：相談場所や時間等、詳細については、お問い合わせください。

詳細はおしごと広場みえホームページをご覧ください。

(Event & Seminar Calendar欄)

イベント・セミナー カレンダー

<https://www.oshigoto-mie.jp/>



QRコード⇒

おしごと広場みえ

☎ **059-222-3309**

FAX **059-222-3301**

津市羽所町700 アスト津3F

### ④ 雇用環境・均等室

ハラスメント、男女の均等な待遇、仕事と家庭の両立支援、パートタイム・有期雇用労働、育児・介護休業等に関する相談をお受けしています。

#### 【相談の種類】

- ・職場におけるハラスメント(セクハラ・マタハラ・パワハラ)
- ・妊娠、出産、育児・介護休業等を理由とした不利益取扱い
- ・パートタイム・有期雇用労働者の正社員との待遇差等

相談時間：月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 9:00～17:00

三重労働局 雇用環境・均等室

☎ **059-226-2318**

津市島崎町327-2

津第二地方合同庁舎2階

### ⑤ 総合労働相談コーナー

解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも、専門の相談員が面談あるいは電話でお受けしています。

相談時間：月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 9:30～16:30

#### ① 四日市総合労働相談コーナー

☎ **059-351-1662**

四日市市新正2-5-23

#### ② 三重労働局

総合労働相談コーナー

☎ **059-226-2110**

津市島崎町327-2

津第二地方合同庁舎2階



問合せ先

⑥北勢地域若者サポートステーション

15～49歳の無職状態にある若年者、就職氷河期世代及び保護者を対象に就労に向けた相談・支援を行っています。

コミュニケーション能力アップのための各種セミナー実施

開所日：火曜～土曜

詳細はホームページをご覧ください。http://hokusapo.com/

QRコード⇒



四日市市諏訪栄町3-4  
星座ビル2階

☎ 059-359-7280

FAX 059-359-7281

就労サポート

⑦母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために、『母子・父子自立支援プログラム策定員』を配置し、ハローワークと連携をとりながら、就労支援を実施しています。

こども家庭課

母子・父子自立支援員

☎ 059-354-8276

⑧離職者向け支援

離職などによって住宅等にお困りの人に対する支援制度があります。詳しくはご相談ください。

※住宅支援・入居支援・生活資金・就職支援

P.44の⑪自立相談支援事業もご参考ください。

保護課

☎ 059-354-8076

☎ 059-354-8166

☎ 059-354-8167

☎ 059-354-8327

FAX 059-354-8341

⑨技能習得講座 **ひとり親限定**

四日市市母子・父子福祉センターではひとり親家庭の自立を援助するために、パソコン講座を開催しています。

※パソコン講座の募集は市広報等でお知らせします。

四日市市母子・父子福祉センター

☎ FAX 059-354-8277

通勤支援

⑩通勤定期運賃の割引 **ひとり親限定**

児童扶養手当の支給を受けている世帯は、JRの通勤定期運賃の割引を受けることができます。※証明書の交付はこども保健福祉課給付係まで

こども保健福祉課 給付係

☎ 059-354-8083

FAX 059-354-8061



## 資格取得支援

問合せ先

### ⑪ 自立支援教育訓練給付金 **ひとり親限定** **所得制限有**

雇用保険制度の指定教育訓練講座など市から指定される講座を受講する人に対して、受講終了後に本人が支払った費用の60% (1万2千円を超えて20万円まで) が支給されます。

☆必ず事前相談が必要です。

※一部対象講座については、上限が40万円となる場合があります。

#### 【対象】

市内に住所があり次のすべての要件を満たす母子家庭の母や父子家庭の父

- ① 児童扶養手当の受給者あるいは同等の所得水準の人
- ② 当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められる人

☆原則として、過去にこの給付の支給を受けたことがない人

現に児童(20歳未満)を扶養している人

※受講開始日に雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有する人は差額分の支給となります。

こども家庭課  
母子・父子自立支援員

☎ 059-354-8276

### ⑫ 高等職業訓練促進給付金 **ひとり親限定** **所得制限有**

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父母を対象に看護師などの国家資格に係る養成機関で1年以上のカリキュラムを修業する場合、「訓練促進費」が支給されます。

☆必ず事前相談が必要です。

#### 【対象資格】

(正・准)看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、美容師、歯科衛生士、調理師など

#### 【対象】

市内に住所があり次のすべての要件を満たす母子家庭の母や父子家庭の父

- ① 児童扶養手当の受給者あるいは同等の所得水準の人
- ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象となる資格の取得が見込まれる人
- ③ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人

☆原則として、過去にこの給付の支給を受けたことがない人

#### 【支給額】

訓練促進費：月額10万円(ただし、対象者及び同一世帯に属する人が課税世帯の場合、70,500円になる場合もありますので、ご確認ください。)

最終学年はそれぞれの金額に4万円が加算されます。

※上限4年(資格により上限規定あり)

こども家庭課  
母子・父子自立支援員

☎ 059-354-8276

令和5年度については、6ヶ月以上の訓練を必要とするデジタル分野等の民間資格も対象です。終了時期については未定ですので、詳しくは母子・父子自立支援員にお問い合わせください。





### ⑬ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 **ひとり親限定**

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して入学準備金・就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的としています。

#### 【対象者】

三重県内に住民登録をしているひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金を受ける人で、養成機関を卒業後、三重県内で取得した資格を活かした業務に5年間従事しようとする人

#### 【貸付金】

- ①入学準備金：養成機関への入学時に50万円以内を貸付
- ②就職準備金：養成機関を修了し、資格を取得(見込みを含む)して就職が内定または決定したときに、20万円以内を貸付

※無利子(連帯保証人がいない場合は有利子)

※本貸付は次の制度との併用不可

- ・看護修学資金(三重県保健師助産師看護師等修学資金)
- ・保育士修学資金貸付事業
- ・介護福祉士等修学資金貸付制度

※入学準備金は次の給付金との併用不可

- ・専門実践教育訓練給付金
- ・自立支援教育訓練給付金

#### 【返還免除】

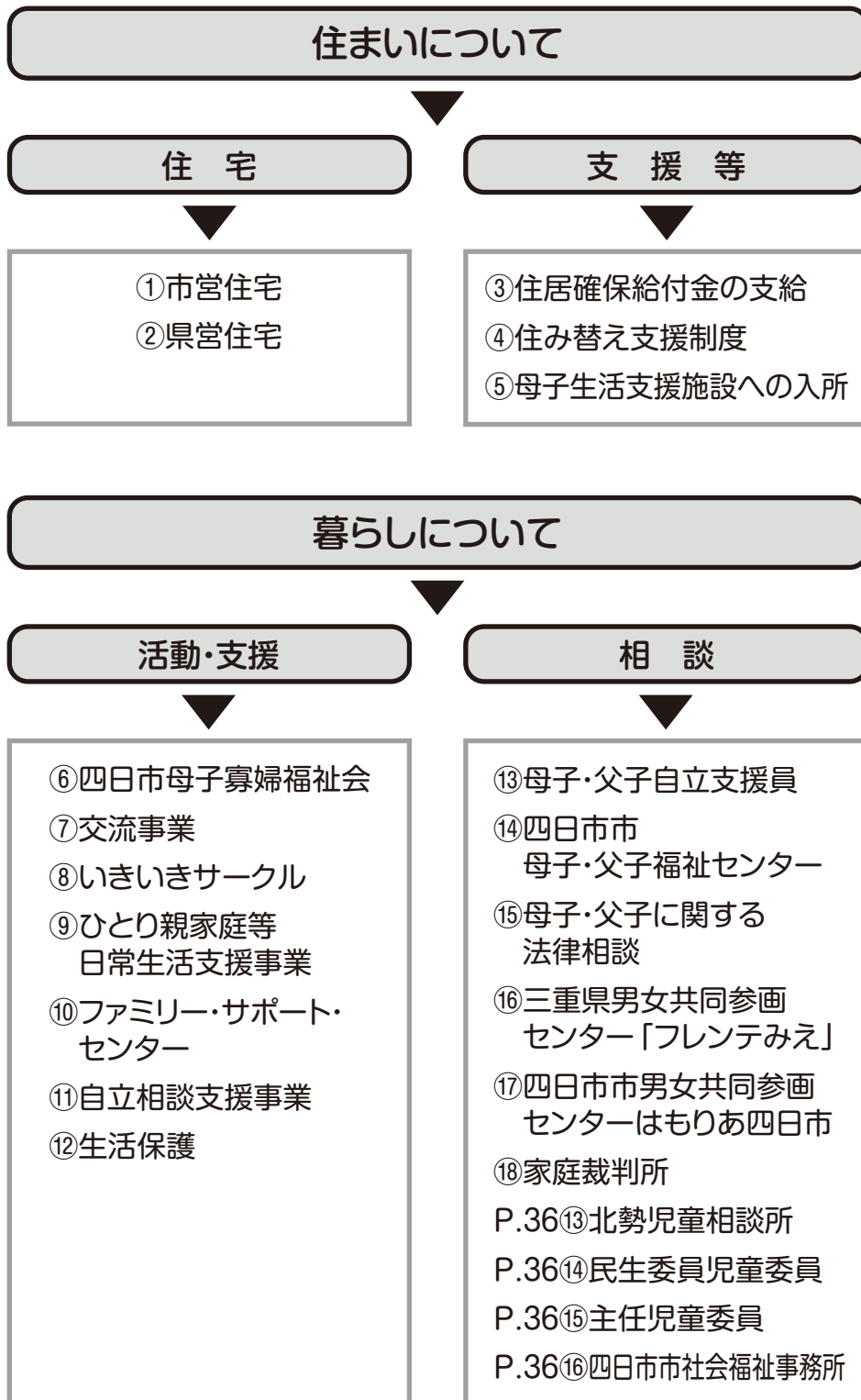
貸付を受けた者が、養成機関を卒業し、資格を取得した日から1年以内に三重県内で就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間就業したときは、申請により貸付金の返還が免除されます。

(1週間の所定労働時間が20時間以上の勤務が対象。同一事業所で離職なく継続する必要はありません。)

三重県社会福祉協議会  
三重県生活福祉資金センター

☎059-226-1118

# 5 住まい・暮らし





## 住まいについて

### ①市営住宅 所得制限有 ②県営住宅 所得制限有

収入が少なく住宅に困っている、といった一定の条件を満たす人は、公営住宅に入居できる場合があります。ただし住宅の戸数が限られていますので、抽選の結果入居できなかったり、入居までかなりの時間がかかったりします。あらかじめご了承ください。詳しい資格条件や対象団地、募集時期についてはそれぞれの窓口へお尋ねください。

#### ①市営住宅

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/genre/1000100000290/index.html>

QRコード⇒



#### ②県営住宅

<https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35745031344.htm>

QRコード⇒



### ③住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人には、就職に向けた活動をするなど条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※収入や資産に関する一定の要件等を満たしている人が対象です。

①市営住宅については  
市営住宅課

☎059-354-8218

FAX 059-354-8404

②県営住宅については  
鈴鹿亀山不動産事業協同組合

☎059-373-6802

FAX 059-373-6803

保護課 ☎059-354-8076

### ④住み替え支援制度

#### 【一戸建て中古住宅の取得補助】

子育て世帯などの市外または市内賃貸住宅からの転居や親世帯と近居(※)するための住み替えを支援します。

補助額：取得した住宅・土地にかかる固定資産税相当額の2年分(近居の場合は4年分)【上限20万円(近居の場合は40万円)】

※親世帯の居住する住宅と直線で2キロメートル以内に居住すること

#### 【リフォーム・建替え補助】

子育て世帯などの親世帯と同居するための住み替えを支援します。

補助額：住宅の増築・改築・改修・建替えにかかる費用の1/3(上限50万円)

その他の要件や手続き方法など、詳しくは、電話にて問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。また、空き家をお探しの際は、空き家・空き地バンク制度もご利用ください。

#### 住み替え支援

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1001000001794/index.html>

QRコード⇒



#### 空き家・空き地バンク

<https://www.city.yokkaichi.mie.jp/city-planning/akb/index.php>

QRコード⇒



#### 【三重県居住支援連絡会】

民間賃貸住宅に入居するとき、保証人の確保に苦労したり、入居後のトラブルなどを心配し、家主から入居を断られることがあります。

そのような、住まいの確保が難しい方(住宅確保要配慮者)に対し、不動産関係団体、民間の居住支援団体、行性が協力して、入居を断らない民間賃貸住宅や不動産店に関する情報の提供や、トラブル仲裁・緊急対応の案内といった、必要な支援を行っています。

<https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/46339031389.htm>

QRコード⇒



都市計画課 計画グループ

☎059-354-8272

FAX 059-354-8404

都市計画課  
総務・まちづくり支援グループ

☎059-354-8214

FAX 059-354-8404

### ⑤母子生活支援施設への入所

母子家庭の保護および児童の健全育成を目的とする児童福祉施設です。

こども家庭課

☎059-354-8276



## 暮らし 活動・支援

## 問合せ先

### ⑥ 四日市母子寡婦福祉会

四日市母子寡婦福祉会のなかで、お互いが自立向上に努め、力を合わせ、支え合い助け合いながら、幸せづくりに取り組んでいく集まりです。安心して暮らせる福祉社会を目指しています。  
※P.51をご覧ください。

四日市母子寡婦福祉会  
☎️ 059-354-8277

### ⑦ 交流事業 **ひとり親限定**

四日市市母子・父子福祉センターでは、ひとり親家庭同士の交流や親子の交流の機会として、「親子デイキャンプ」や「親子飾り巻き寿司教室」を開催しています。  
※交流事業の募集は、市広報等でお知らせします。

四日市市母子・父子福祉センター  
☎️ 059-354-8277

### ⑧ いきいきサークル **ひとり親または寡婦**

四日市市母子・父子福祉センターでは、趣味を通じての生きがいやふれあいづくりを目的として、編物・書道・和裁のサークルを開催しています。

### ⑨ ひとり親家庭等日常生活支援事業 **ひとり親限定 所得制限有**

生活援助や保育等のサービスが必要な場合や日常生活を営むのに支障が生じている場合に支援員を派遣する制度です。  
P.29<sup>⑫</sup>ひとり親家庭等日常生活支援事業をご覧ください。

こども家庭課  
☎️ 059-354-8276

### ⑩ ファミリー・サポート・センター

P.29<sup>⑩</sup>ファミリー・サポート・センターをご覧ください。

ファミリー・サポート・センター  
☎️ 059-323-0023  
こども未来課  
☎️ 059-354-8069  
☎️ 059-354-8061

### ⑪ 自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは市の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら、自立に向けた支援を行います。

四日市市社会福祉協議会  
生活支援室  
☎️ 059-354-8466

### ⑫ 生活保護

生活に困った人が、その資産や能力を活用し、扶養義務者に相談しても、なお最低限度の生活を維持できない場合は、その世帯の生活を維持し、自立を助長するため国の定めた最低生活基準額に不足する額が支給されます。

保護課 ☎️ 059-354-8076  
☎️ 059-354-8166  
☎️ 059-354-8167  
☎️ 059-354-8327  
☎️ 059-354-8341



## 暮らし 相談

### ⑬母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の母・父及び寡婦の人の精神的な悩みの相談や、自立に必要な情報提供などの相談支援を母子・父子自立支援員が行っています。何でもお気軽にご相談ください。

こども家庭課

☎059-354-8276

### ⑭四日市市母子・父子福祉センター

ひとり親家庭及び寡婦の方の生活に関わる相談や、自立を支援するための情報提供を行っています。

四日市市母子・父子福祉センター

☎☎059-354-8277

### ⑮母子・父子に関する法律相談

県から委嘱を受けて、弁護士による遺産相続、養育費等の法律に関する相談を実施しています。(初回30分のみ無料)

こども家庭課の母子・父子自立支援員に申し込んでください。

相談弁護士：さくら総合法律事務所 津市大谷町21-8

こども家庭課

☎059-354-8276

### ⑯三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」

性別にかかわらず自分らしく生きていくうえでの様々な悩みについて相談をお受けしています。秘密厳守、相談は無料です。

#### 《フレンテみえ相談室》

☆女性のための電話相談(女性の相談員)

利用時間	月	火	水	木	金	土	日
朝 9:00~12:00	休館	●	●	●	●	●	●
昼 13:00~15:30		●	—	—	●	●	●
夜 17:00~19:00	※	—	—	●	—	—	—

※月曜日が祝日にあたる場合、朝・昼相談あり(翌平日は休館)

- ・女性のための面接相談(女性の相談員・予約制)電話にて予約
- ・女性のための法律相談(女性の弁護士・面談・予約制)電話にて予約  
原則第1・3土曜 13:30~16:30  
※第3土曜は無料託児あり
- ・女性のための心理相談(女性の臨床心理士・電話相談・予約制)電話にて予約  
原則第2・4水曜 13:00~15:30

☆男性のための電話相談(男性の相談員)

原則第1木曜 17:00~19:00

☆みえにじいろ相談(電話相談) ~性の多様性に関する相談~

第1日曜 13:00~19:00

第3金曜 14:00~20:00

☆みえにじいろ相談(SNS相談) ~性の多様性に関する相談~

第2金曜 14:00~20:00

第4日曜 13:00~19:00

女性のための電話相談

(面接、法律、心理相談予約)

☎059-233-1133

男性のための電話相談

☎059-233-1134

みえにじいろ相談(電話相談)

☎059-233-1134

性の多様性に関するSNS相談

LINE公式アカウント「みえに

じいろ相談」を友だち追加(フ

レンテみえホームページより友だ

ち追加ができます。)

↓QRコード





### ⑰四日市市男女共同参画センターはもりあ四日市

#### ☆女性のための電話相談

市内に在住、または通勤・通学する女性が対象です。自分自身の生き方、夫婦や恋人との関係、夫や恋人からの暴力、子育てや家族関係、職場や地域社会での人間関係などで悩んでいる女性のために、女性の相談員が電話で相談に応じます。(お一人30分程度)

利用時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～16:00	休	●	●	●	●	●	休
16:00～19:30	館	—	●	—	—	—	館

#### ☆男性のための電話相談

夫婦や恋人との関係(DVを含む)、子育てや家族関係、職場や地域社会での人間関係などで悩んでいる男性のために、男性の臨床心理士が電話で相談に応じます。(お一人30分程度)

令和5年度は毎月原則第4土曜 13:00～16:00

#### ☆働く女性、働きたい女性のための就労相談

働いている人、これから働きたい人の悩みをキャリアコンサルタントがお聞きします。(1回50分までの個別相談)

令和5年度は毎月原則第2土曜、第2・4水曜

第2土曜(対面) 9:00～12:00 13:00～15:00

第2水曜(オンライン) 13:00～16:00

第4水曜(オンライン) 17:00～20:00

年末年始は休み

#### ☆シングルマザー等家計相談

市内に在住、または通勤・通学するシングルマザーまたは離婚を考えている女性が対象です。離婚後や離婚を考えたときの家計や教育費など、お金に関する悩みをファイナンシャルプランナーがお聞きします。

(1回1時間程度の個別相談)

令和5年度は毎月原則第1土曜 9:00～12:00

女性のための電話相談

☎059-354-8335

男性のための電話相談

☎059-354-1070

働く女性、働きたい女性のための就労相談  
予約専用

☎0120-976-477

(株式会社ファーストステップ)

シングルマザー等家計相談  
予約専用

☎059-355-1320

受付時間：平日10:00～18:00  
(株式会社デルタスタジオ)

### ⑱家庭裁判所

離婚、子どもの親権者の指定・変更、子どもの養育費の問題等、家庭紛争等の審判・調停・人事訴訟を扱っています。

四日市市三栄町1-22

☎059-352-7185

●各所連絡先一覧●

●認可外保育

名 称	住 所	☎電話番号
ちびっこハウスⅡ	赤堀二丁目13-18	059-351-3993
CEI SQUARELA	波木が丘町27-1 (1階)	059-329-5362
キッズ・ティアラⅡ	鶉の森一丁目12-6 ステージ鶉の森1F	059-327-7870
三重ヤクルト販売(株)四日市センター保育ルーム「やくるとえん」	新正五丁目4-34	059-351-9002
もりのくに国際幼保園	大矢知町952-1	059-358-7718
託児所ま〜めいど	浜一色町15-50	059-358-3984
保育ルーム チューリップ 四日市ルーム	日永四丁目4-38	059-345-2388
ピッコロ(公益社団法人 四日市シルバー人材センター)	浜町3-6	059-352-4529
YMCA幼児園	阿倉川町3-17	059-331-8011
おーこえ保育園	広永町1182-1	059-340-3715
あい・ときわ	西松本町15-10	059-353-4840
もりのくにHAPPY親子園	天力須賀四丁目225-1	059-364-7801
メルシー保育園	伊倉二丁目8-6	059-353-1333
OCEAN	堀木二丁目12-2	059-340-3119
マミークラブ	西浦一丁目8-11 祇園コーポ1F	090-9940-1748
ブレインズキディクラブ	羽津山町1-12	059-331-3192
サンシャインスクール四日市	芝田一丁目2-44	059-325-6568
イオンゆめみらい保育園四日市泊	泊小柳町4-5-3	059-347-6871
小規模保育所 こるも	山田町2821-1	090-4264-0533
託児所ま〜めいど 川原町	末永町11-1	090-5601-5037
花華	富田二丁目3-7	059-363-4861
認可外保育所 なのはな	上海老町1929-1	059-326-7787
はなぞの保育園	蒔田二丁目8-4	059-329-6507

●一時保育実施保育園・こども園(令和5年度)

	名 称	住 所	☎電話番号
私立	海山道保育園	海山道町一丁目57-4	059-346-8911
	ひよこ保育園	東日野町1611-16	059-322-1829
	たいすい保育園	西日野町1871-7	059-320-1117
	こっこ保育園	東日野町986-1	059-320-2055
	西浦保育園	久保田二丁目5-3	059-351-5130
	河原田保育園	河原田町387	059-345-5067
	たいすい中央保育園	鶉の森一丁目10-20	059-352-7650
	水沢保育園	水沢町2103-5	059-329-2166
	どんぐり保育園	野田町二丁目8-3	059-333-0707
	よっかいちひばり保育園	西大鐘町1490	059-338-3030
	ことり保育園	西日野町1551	059-340-0500
	内部ハートピア保育園	采女町916-1	059-347-1577
	たいすいノース保育園	川北一丁目710	059-327-6612
	日の本第二保育園	松原町22-10	059-366-0840
日永ハートピア保育園	東日野一丁目375	059-340-0155	
公立こども園	橋北こども園	東新町26-32	059-331-4049
	楠こども園	楠町北五味塚2060-63	059-398-3133
私立こども園	高花平こども園	高花平二丁目1-53	059-321-0526
	いずみこども園	三重六丁目129	059-332-6123

## ●子育て支援センター

※相は育児相談専用電話

名 称	住 所	☎電話番号
公立 (単独型)	橋北(ぼっぼ)	午起一丁目3-13 059-332-4527 相 059-331-1875
	塩浜(あっぷつぶ)	大字塩浜887-1 059-345-7978 相 059-345-3553
公立 (保育園・こども園 併設型)	大矢知保育園	松寺一丁目11-12 059-365-0282 相 059-365-0376
	海蔵保育園	大字西阿倉川883-1 059-331-2710 相 059-331-0136
	笹川保育園(たんぼぼ)	笹川六丁目29-1 059-321-5410 相 059-321-5510
	下野中央保育園(まんまる)	朝明町498-1 059-337-0007 相 059-336-3321
	あがた保育園(なかよしひろば)	赤水町966-1 059-326-0004 相 059-326-0017
	橋北こども園(おひさま)	東新町26-32 059-331-4049 相 059-331-7240
	塩浜こども園(ひまわり)	柳町33 059-345-1629 相 059-346-2711
	保々こども園	西村町2725-1 059-339-0919 相 059-339-0168
	楠こども園(わくわく)	楠町南五味塚275-1 059-397-3653
	神前こども園(にし)	高角町2985-1 059-326-1177 相 059-326-4408
私立 (保育園・こども園 併設型)	いずみこども園(ふれあいルーム)	三重六丁目129 059-332-6123
	ひよこ保育園(わたぼうし)	東日野町1611-16 059-322-1829
	たいすい保育園(たいすいきッズクラブ)	西日野町1871-7 059-320-1117 相 059-321-1175
	みのり保育所(たんぼぼ)	大宮町26-5 059-332-2392
	こっこ保育園(あかまんま)	東日野町986-1 059-320-2055
	大谷台保育園	大谷台一丁目82 059-332-5150
	たいすい中央保育園(きらきらキッズ)	鵜の森一丁目10-20 059-352-3600
	日の本保育園	松原町3-2 059-340-0841
医療機関	高花平こども園	高花平二丁目1-53 059-321-0526
	桜花台こどもクリニック(さくらんぼ)	桜花台一丁目45-1 059-373-6639
	ひなが(しえるしえる)	泊山崎町10-1 090-9190-6012



## ●学童保育所一覧

名 称	小学校区	住 所	☎電話番号
保々地区	保々	西村町2741 保々小学校内	080-9336-1371
下野	下野	朝明町501-1	059-338-8811
下野第2		朝明町1951	
下野第3			
富洲原	富洲原	富洲原町31-14	059-366-3321
富洲原第2			
大矢知第1	大矢知	川北三丁目1-11	059-364-7232
大矢知第2		大矢知町1134-2	059-315-4788
大矢知第3		下さざらい町11-7	059-344-1902
八郷西	八郷西	あかつき台二丁目1-191	080-1585-3793

海蔵第1	海蔵	大字東阿倉川578-1	059-333-5531
海蔵第2			
桜地区	桜	桜町1257 桜小学校内	059-326-9988
桜地区第2			
桜地区第3			
常磐西第1	常磐西	西日野町2420	059-322-8320
常磐西第2			
ときわ	常磐	城西町13-46	059-354-3665
ときわ第2			
ときわ第3		城西町9-20	
神前	神前	曾井町493-1 神前小学校内	059-326-6221
県	県	赤水町991-1	059-327-1390
県第2		赤水町991-4	
浜田	浜田	十七軒町4-4	059-355-5383
中部西「まんなかキッズ」	中部西	西町2-12	080-5100-6670
中部西第2		西町14-4	080-5828-6671
中部西第3		西町2-12	090-3444-6416

水沢	水沢	水沢町2459-3 水沢本町公会所内	090-4405-6354
小山田	小山田	山田町4309 山田町高齢者若者センター内	090-4213-6157
笹川	笹川	笹川九丁目7-1	059-340-6228
日永第1	日永	日永西二丁目3-12	059-346-7616
日永第2			
泊山第1	泊山	大字日永5380-145	059-345-0171
泊山第2		大字日永5530-37	059-347-1556
内部第1	内部	采女が丘二丁目3	059-347-4412
内部第2			
内部東第1	内部東	采女町448	059-348-1556
内部東第2			

## ●学童保育所一覧

名称	小学校区	住所	☎電話番号
富田地区第1	富田	富田一丁目3-13	059-364-3525
富田地区第2			
富田地区第3		富田一丁目11-12	
羽津	羽津	大宮町9-18	059-332-0789 (090-1787-9469)
羽津第2			
羽津北	羽津北	羽津中三丁目1-3	080-4211-6083
羽津北第2			
羽津北第3			
八郷	八郷	平津町99-1 八郷小学校校内	080-3283-6587
三重	三重	東坂部町610	059-332-0560
三重西	三重西	三重六丁目130-3	059-333-6648
三重西第2			
三重西第3			
三重北	三重北	山之一色町160-2	080-2666-2010
三重北第2			
大谷台第1	大谷台	大谷台一丁目204	059-333-2260
大谷台第2			
中央第1	中央	北条町11-9	059-329-6450
中央第2		高砂町5-5	
中央第3		北条町11-9	
中央第4			
桜台第1	桜台	桜台一丁目34-1	059-327-0601
桜台第2			
橋北	橋北	川原町33-7	080-3640-7978
塩浜	塩浜	塩浜町1 塩浜小学校内	090-3967-1428
四郷	四郷	西日野町3084-3	059-322-5171
四郷第2		西日野町3079-2	
高花平	高花平	高花平五丁目1-33 157号室	080-3687-7107
川島第1	川島	川島町1725	059-322-5412
川島第2			
河原田第1	河原田	河原田町2360-6	059-345-8588
河原田第2		河原田町2369	059-390-3546
楠町第1	楠	楠町北五味塚2027	059-324-7361
楠町第2		楠町北五味塚1750	059-390-0252

四日市市の学童保育所はすべて民営です。そのため入所を希望する場合は、各学童保育所に直接お申し込みください。その他ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

四日市市 こども未来課 学童保育係

☎059-354-8464 ☎059-354-8061 ✉gakudou@city.yokkaichi.mie.jp

# 母子家庭のお母さん、寡婦のみなさん、仲間に入りませんか！ みんなで四日市母子寡婦福祉会の輪を広げていきましょう！

## 母子寡婦福祉会って？

母子家庭や寡婦の皆さんがお互いの自立向上に努め、  
支えあい安心して暮らせる福祉社会を目指しています。

### ● 趣味の作品展 ●

文化活動の促進と母子家庭及び寡婦福祉について多くの方々に理解を深めていただくために、毎年10月に「趣味の作品展」を開催します。会員の作品展示や手づくりの小物、編物などの手芸品を販売します。毎月、寡婦・母子部共に手芸品づくりを行っています。

### ● 母子寡婦福祉大会 ●

毎年2月～3月に開催します。会員の優良母子家庭の表彰、小学校入学児童及び中学校入学・卒業生徒を招待して、お祝いを贈呈します。

### ● 親睦研修旅行 ●

年2回(日帰り・1泊)のバス旅行や伊勢神宮初詣を開催して、会員同士の親睦を深めています。

### ● 陶芸教室 ●

毎月1回(1・8月は除く)ばんこの里会館で行っています。参加者には材料費の一部を補助します。

### ● 母子部事業 ●

(母子家庭対象)

#### ◎おてらおやつクラブおすそわけ配布

アドレス登録された方に、おてらおやつクラブから提供された日用品やおやつを配布しています。

#### ◎母と子のふれあい事業「1日社会見学」

貸切バスにて親子の日帰り旅行

参加費…親子1組 1,000円 ※一人増すごとに500円追加

これまでの行き先…清水寺&清水焼絵付け体験

アクア・トトぎふ&かがみはら航空宇宙博物館

おやつタウン など

※他、クリスマス会など年2回程度母子家庭の交流を兼ねた行事を実施しています。

### ● 災害見舞金の支給 ●

●住宅の全焼、全壊、床上浸水 ●住宅の半焼、半壊、床下浸水

### ● その他 ●

研修会に参加し、母子寡婦福祉の向上に努め、全国母子寡婦福祉団体協議会、県母子寡婦福祉連合会、市母子寡婦福祉会といった組織の中で私たちの福祉に対する施策を要望しています。

## 不時の出費や緊急に費用が必要で困った場合の貸付を行っています。

#### ①四日市市母子寡婦福祉資金貸付

●貸付限度額：100,000円 ●貸付手数料：3%

●貸付期限：12ヶ月

●返済方法：一時または月払い

#### ②三重県母子寡婦福祉連合会資金貸付

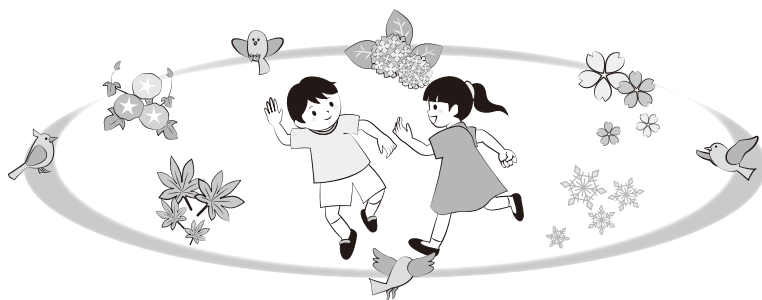
●貸付限度額：200,000円 ●貸付手数料：3%

●貸付期限：12ヶ月(据置期間3ヶ月)

●返済方法：一時または月払い

※①、②の貸付対象は、返済の見込みがあると認められる、入会1年以上加入の会員に限られています。  
連帯保証人が必要です。

■問い合わせ先：四日市母子寡婦福祉会 ☎059-354-8277



ひとり親・寡婦  
**家庭のしおり**  
令和5年度

発行：四日市市子ども未来部 子ども家庭課  
〒510-0085 三重県四日市市諏訪町2番2号  
☎059-354-8276 📠059-354-8061